

平成30年 3月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

10番	平 野 広 行	11番	三 浦 義 光
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民生部長兼 福祉事務所長兼 保険年金課長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 邊 秀 樹	総務部次長兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	教育部次長兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘書企画課長	佐 藤 雅 人	危機管理課長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市民課長兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久

環境課長兼 十四山支所長	柴田寿文	福祉課長	山下正巳
児童課長	大木弘己	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
商工観光課長	大河内博	土木課長	伊藤仁史
下水道課長	小笠原己喜雄	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄
図書館長	山田淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
--------	------	----	------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。皆さん、おはようございます。

私は、安心できる介護保険をとという問題を、通告に基づきまして最初に質問させていただきます。

その冒頭に、貧富の格差拡大と日本特有の貧困の拡大をどう考えるかということについて、市長にお考えをお伺いいたします。

世界中で貧富の格差拡大が大きな問題となっている中で、OECD加盟の主要国は、いずれも低所得者の可処分所得は増加をしております。一番低いドイツが2000年、平成12年に比べて2015年には125%、一番そういう低所得者の可処分所得がふえているのはカナダの165%でございますが、日本だけが、2000年といいますと平成12年で介護保険が導入された年でございますが、そのときを100としますと84%に後退をしております。このグラフにつきましては、当局に通告で事前にお示しさせていただいております。

平成12年度、介護保険の導入、20年度の後期高齢者医療制度の導入、従来、扶養家族で済んで保険料を払わなくてもよかった人が全て、この措置によりまして社会保険料を負担する仕組みが導入される、あるいは低所得者ほど負担割合の高い消費税が引き上げられるとか、

そういうこと。

もう一方で、高齢者への増税の強化、あるいは不安定雇用の拡大による若者を初めとする不安定雇用の拡大、そうした中で高く払えない国保税の引き上げなどが重なり、貧困ラインと言われております社会全体のこうしたデータの基準が、10区分に分けたその最下層の人のことを言うておりますが、貧困ラインが大幅に下がったために、実際にはこれをはるかに超える人々が貧困に追い込まれて、社会の維持発展の土台が大きく損なわれております。

介護保険の加入者、平成28年度の決算で1万1,505人おりますが、このうちの何と19.2%、2,211人が、御本人はもちろん、世帯全体が非課税という所得状況であります。さらに、標準保険料は第5段階でございますが、第1から第3段階は世帯全体非課税、本人も非課税ですが、第4段階と第5段階は家族の中で市民税の均等割以上の課税が一人でもある場合は、第4段階が本人の年金収入等が80万円以下の人、第5段階は80万円を超えて、なおかつ本人非課税という御家庭に住んでいる方でございますが、そういう方と合わせますと、加入者全体の54%が本人は非課税という、大変な状況の人たちが介護保険の一定の割合の負担をしております。

したがって、欧米並みの改善が待ったなしの国民的課題となっていると思いますが、こうした極端な日本だけの貧困層、あるいはそれを超えてかなり厳しい状況に置かれているという状態を改善するということについて、どのように市長はお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） おはようございます。

三宮議員の御質問に答弁をさせていただきます。

格差の問題につきましては、1960年代の高度成長期には大都市圏と地域圏の経済、所得の格差が議論され、1980年代のバブル期には株価の上昇、地価高騰の中で資産を持つ人と持たない人との格差が議論され、2000年代半ばからは構造改革のひずみとして地域格差や所得・雇用の格差、非正規雇用の増加による格差が顕在化するなど、繰り返し格差の議論がされてまいりました。

議員御指摘のように、日本の相対的貧困率、これは可処分所得が中央値の半分未満の人の割合を言うわけでございますけれども、日本は先進国の中では高く、その要因としまして、第1に、急速な人口の高齢化の進展に伴い無所得化した65歳以上の高齢者層の人口が上昇したこと、第2に、女性の社会進出による妻の有業率の変化によって、夫婦共働き世代の所得とそれ以外の世帯との世帯所得の差が拡大してきたこと、第3に、若者を中心とした現役世代の非正規雇用者数の増加により所得格差が増大してきたことが影響していると言われております。

年齢階層別では、高齢者ほど所得・資産格差は大きく拡大し、特に高齢単身女性世帯の相対的貧困率が極めて高く、また世代間の格差は若い世代ほど負担額が増大し、将来世代と現存世代の格差が大きくなっていると言われております。

格差問題に対応するために、非正規雇用対策、失業時の所得保障や社会保障の充実、最低賃金の引き上げ、低所得者への給付、厚生年金適用拡大、子供の貧困対策、金融・財政政策の適切な展開など、景気回復の流れを広く普及させていく環境づくりを国の政策課題としてしっかりと進めていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、部長のほうから、日本の相対的な所得が高いことから、貧困率は高齢者を中心というふうに言われましたが、実際に、この表は1999年から2014年にかけて、日本の十分位に分けた一番最下層の所得の動向であります。157万から133万に激減しております。だから、実際にこの層よりも上の人たちもかなり貧困状態に置かれているということが、今日の介護保険の保険料や加入者の皆さんの負担の困難な大きな要因になっているということを申し上げて、次の質問に移っていきます。

家族の中で一人でも市民税の均等割以上の課税があれば、保険料の80万円以上の年金等の収入がある人については、標準額負担という設計制度が介護保険の制度であります。余りにもこの費用負担をするやり方というのは、高齢者の実態を見ない制度であるのではないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

例えば、年金なしで、パート収入で年額93万円の人が、今回の値上げで年額、介護保険だけで7万9,500円となり、国保税と合わせるとほぼ10万円の負担となります。これは、生活保護の人々の保護費の額がこの数年間で約10%引き下げられましたが、アパートで暮らしている人の中には、こうした介護保険料を負担すると、そういう生活保護の人々の暮らしを大幅に下回る生活しかできなくなる人さえ生まれることとなります。それぞれの家庭や働き方によって違いは大きいわけですが、ほぼ生活保護かそれに近いとされる第1段階でなく、この負担方式だと1から6段階の中に、いずれも生活保護に近い、それ以下の収入しかない人が生まれることとなります。

憲法で、健康で文化的な最低生活の保障が定められ、法と条例によって市町村長には、税であろうと保険料であろうと、それに食い込む負担を負わせないために必要と認めた人に減免を行うことが求められております。市が現実にできる対応として、規則で定められている生活保護費の110%をめどに減免するという制度を、保育料が税制の改正によって値上げになることがあった時期に、値上げ前の基準によることを当市や全国の市町村で行ったように、また就学援助の基準もさきの生活保護基準引き下げ前のもので行っていること、国会での政府答弁の中でも、生活保護基準の引き下げが他の制度に波及しないようにするとされている

ように、市の各種の減免や支援が給付費基準をもとに実効性のあるものとされることを周知し、申請制度でございますので、市民にわかりやすい方法で知らせていく。そうした対応で必要な人への軽減措置ができるように実施されることについて、お伺いします。

また、12月の補正予算では介護保険はかなり余裕があり、7,000万円の積み立てを新たに行うとしていたものが、今回の補正予算ではそれをやめるばかりか、積立金の取り崩しも行うとして16%もの値上げを条例で提案をしておりますが、給付費も減少傾向にある中での対応です。しっかりと精査をして、可能な限り値上げをしない、上げ幅を大幅に引き下げる努力を最後まで貫くことを求めますが、いかがでしょうか。御答弁いただきます。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 介護保険制度は、その目的として、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になっても、その方に必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供し、自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき制度が設けられました。

老後の生活が誰の責任のもとで営まれるかという観点から、自助を基本としながら、相互扶助によって賄う負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。また、国民共通の課題で社会全体で解決していく制度であることから、国民は費用を公平に負担する義務を負っていること、市町村においては、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされております。

今回策定しました第7期介護保険事業計画では、報酬改定によるアップ分0.54%を含め、3年間の給付費見込み額が約89億円でありまして、第6期と比較して約11億円の増加となっております。保険料の設定につきましては、第5段階の基準額は月額5,540円で、各段階とも16%ほどの増加にはなりますが、第6期計画に引き続き、負担割合を低所得者の方に配慮したものとさせていただきます。さらに、低所得者保険料軽減制度を活用し、別枠で公費を投入することにより、全体的に保険料が軽減されるものとなっております。

また、弥富市では、議員のおっしゃいました介護保険料の減免制度がございまして、生活保護基準に基づき算出した最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ処分する財産がないものに該当すれば、100分の50に相当する額が減額をされます。このように、低所得者に対しては優遇措置がなされてございまして、このような制度を活用していただきたいと思っております。

議員が申されました65歳以上の単身の方で年金収入がなく、パート収入、給与だけで93万を超える方については、市民税の均等割が課税され、介護保険料は第6段階の年額7万9,600円となるということは確かでございますが、生活保護基準に基づき算出した今の制度、最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ処分する財産がないものに該当すれば、100

分の50に相当する額が減額されますので、2分の1の3万9,800円の負担となります。

減免制度につきましては、市のホームページにも掲載し、周知を図っておりますが、今後とも効果的な周知方法を考えてまいりたいと考えております。

また、生活保護基準につきましては、5年に1度の実態調査で検証され、その成果を踏まえ見直しが行われております。そのときの生活水準や地域によっても異なる基準でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、補正予算についての御質問等もいただきました。9月補正では介護保険準備基金へ7,000万円を積み立て、この3月補正ではこれを全額減額し、なおかつ基金の取り崩しを行うとしているとの御指摘ですが、御承知のように、介護保険は翌年度精算でありまして、9月補正で国・県等の交付金を調整し、その際、歳入が歳出を上回る場合は基金に積み立てを行います。3月補正は、直近までの介護サービス給付費の支給実績を勘案し、当該年度に必要なサービス給付費を見込み、その時点で歳入が歳出を上回れば基金積立金に計上し、歳入が歳出を下回れば基金を取り崩すこととなります。今年度は、平成28年度の繰越金が多かったことや各月の給付実績に変動があり、給付費を多く見込まざるを得なかったことだと考えております。

いずれにいたしましても、2025年が医療・介護の需要がピークと言われております。本市におきましても、まだまだ保険給付費が右肩上がりでの増加が予測される中での保険料も値上げせざるを得ない状況でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げます。

いよいよ平成30年度から向こう3年間の第7期の介護保険事業計画がスタートするわけでございます。私どもは3年に1度、こういった形の中で、さまざまな制度に対しての、特に保険料等の見直しということをやっていかなくちゃならない。それは3年間でどれだけの財源を用意していかなければならないかということに対して計画をしていくわけでございます。

御承知のように、3年間では16%というような値上げという形をお願いするわけでございますけれども、今現在、私どものこの介護保険に対する給付額は1年間で約6%前後ぐらい値上がりしておるわけですね。だから、3年という形でかけ合わせしていただくと、そういうような16%という数字も御理解をいただけるというふうに思っております。その必要な財源は、向こう3年間で89億円の財源を用意していかななくちゃならない。そういう現実に対して、我々はしっかりとこの介護保険事業が運営できるようにしていかなければならないわけでございますので、御理解をいただきたい。

これは、本来あってはいけません。国民健康保険に対して、私どもは一般会計からことし

も1億を繰り入れていくわけでございますけれども、介護保険、この介護の事業計画につきましては、いわゆる一般会計から繰り入れすることができないと。できない規定になっておりますので、大変皆さんに御負担をいただくということにもなるわけでございます。仮にこれをどこかから調達して財源にしていた場合においても、その財源に対しては、いわゆる返していかなきゃならないという、大変厳しい状況でもあろうかなあというふうに思っております。そうした形の中で、しっかりとした介護事業計画ということに対しては、さまざまな保険料だけではなくて、介護予防という形の中で我々はしっかりと発信をしていかなければならないというふうにも思っております。

そして、最終的には、やはり財源の公費50%というところの国の負担率、これを拡大していただくように、やはり求めていかなければならないというふうに思っております。我々も地方においては大変疲弊をしておりますので、その義務的な経費として12.5%負担していかなければならないわけでございますけれども、国のほうの25%というのが、やはりその辺のところ少し曖昧な数字にもなっている。いわゆる5%前後の誤差が出てきているということも言われております。

そうしたことから、私どもといたしましては、これから将来に対して消費税の改正問題等もあるわけでございますけれども、その消費税の財源はやっぱり社会保障費に回していただくということを強く要望していきたいということ、皆様のほうにもお約束させていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次の私の質問の一部にお答えいただいたような格好になっておりますが、実は介護保険、28年度の決算資料から見ますと、本人も家族も誰も税金を払うことができない収入の低所得の加入者の方が、1から3段階で2,211人おります。加入者の19.2%に当たります。本人が年金などの収入が80万円以下の方が2,161人、さらに第5段階の基準、今は第4段階なんです、それを超えてなお税金を本人が払う必要のない収入の方が、第4段階の2,161人が18.8%、今申しあげました第5段階が1,904人で16.5%、合わせて59.2%の方が保険料の負担をしておりますが、この人たちは、社会保険料を払うと税金が控除されますよね、扶養控除なんかと同じで。全然受けられないんですよね。もともと税金を払っていない人ですから。扶養家族になっておっても、家族が負担しても、この人が払ったことにするという仕組みになっております。

所得の多い人は、例えば課税所得が250万円ある人は、こうした負担が発生すれば、介護保険や国民健康保険を払ったとすると、その20%が所得控除によって還付されたり軽減されます。さらに課税所得560万の方では、33%が還付されたり軽減がされます。2,000万円以上では50%、4,000万円以上では55%を税金で払い戻しを受けることができます。医療や介護



費、障がい者や老親の扶養でも、所得の高い人ほど恩恵が受けられますが、低所得者の多くは全く受けられないか、少ししか受けられません。能力に応じた負担の方法に抜本的に変えていただくように、まずその介護保険の制度設計の問題ですね、強く要請いたします。

特に、国民健康保険も高くて払えない、低所得者は大変だと言いますが、それでも現在の最低の単身の場合の負担が、介護納付金を払う一番高い人で年額2万1,000円であります。最高限度額は89万円ですから、最低と最高の差が43倍あります。また、後期高齢者医療制度は新年度から変わる見込みであります。それでも現在では最低と最高の差が124倍の差があります。最低は年間4,600円、最大が57万円でありますから、そういう負担になっており、今後はこの最低を10倍ほどに引き上げるといふ準備がされているそうではありますが。

介護保険だけが全く基準が違って、もともと今言ったように、家族の誰かが幾らか均等割でもかかって、80万円を超える年金収入等がある場合の人を基準にして、ここを基準にすると。生活保護のような人については、その2分の1。最高の人については、その基準の2倍ということがございますから、もともとの制度設計は最低と最高の差がわずか4倍という、しかも所得の低い人たち、大部分の保険料を負担するという、この制度そのものが健康で文化的な最低生活の保障という、私は憲法の精神から見ても大きく損なっているのと、そして、その人たちがまた、今市長もおっしゃられましたが、一定割合を必ず負担しなきゃならないという仕組み、あるいは市町村が必ず負担しなきゃいかんということが、本来、最低生活費に食い込む負担はさせないというのがやっぱり憲法の立場でありますし、そのことは個々の法令やそういうもので市町村長に義務づけられておりますが、それができない、基本的に。ある程度の軽減措置はできても、そういう本来、生活保護以下のような人たちにもたくさんの負担をさせなきゃいかんという制度、このものについては、ぜひ国から財源をきちんと補助していただくということとあわせて、制度そのものについてもぜひ見直しをしていただく、これは市町村の負担とあわせて求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

所得基準だとか、あるいはそういった形の中で介護保険料という形をお願いしていくわけでございますけれども、現在12段階というような状況があるわけでございますけれども、三宮さんの御意見として、いわゆる所得の低い人が全体の財源をカバーしているのではないかとということでございます。

そうした形の中で一定の額は、今おっしゃるように正しいかと思えます。そうした形の中において、先ほども少し答弁させていただきましたように、市としてのいわゆる義務的な経費としての役割をしっかりと果たしていくわけでございますけれども、やはりこれは、この制度そのものを、もう第7期になってきておりますけれども、いろいろと見直しをするとい

うことにつきましては、私も賛成でございます。そして、その過程の中においては、消費税の改正の問題等がありますけれども、やはり社会保障費というのが医療、介護、福祉というような状況、あるいは子育て支援というような状況で大きく膨れ上がってきております。こういったことの状況を、やはり国のほうは直視していただきながら、国としての役割をしっかりとさせていただくということが必要だろうというふうに思っております。

関係6団体においても、こういった形の中においては国のほうに要望を出していただいているような状況でございます。そうした形の中において、私ども市長会としても、それぞれの自治体の総意として、やはり国に対して要望していくということを改めて御答弁申し上げまして、皆様に御周知させていただきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、本当に制度そのものに物すごい矛盾があるものでございますので、今おっしゃった方向で、しっかりと要請していただきたいと思っております。

特に、団塊の世代が高齢期を迎える時期が目前に迫っている中で、私はこの問題を考える上でも、市長がよくおっしゃられる憲法があったからこそ今の日本があるという、この本当の意味をしっかりと市民や国民、とりわけ直接政治にかかわる私たちが理解することが必要ではないかというふうに考えておりますが、御答弁を伺いたいと思っております。

戦争を放棄する、軍備を持たないとして出発した戦後の日本は、資源を外国から輸入し、製品にして輸出するというこのためにも、あの戦争を起こした日本がしっかりと反省しているということを認めていただく以外には、国際社会に復帰することができなかったということが一つありますが、もう一つは、この軍備を持たないということが、日本中が、都市という都市が焼け野原になった中で、本当にその日に食べる物にも事欠くような状態のもとで、軍備を持たないということでの出発が、その後の日本の復興に、文字どおり全力を挙げることができ、そして頑張れば頑張るほど、それは前の時代よりも豊かになっていくということが、国民を励まして今日に至ったということと、戦争の放棄を、国際紛争のために武力を使わないという縛りがあったことで、その後もさまざまな機会がありましたが、歴代の自民党政権も軍隊を戦地に派遣するということは基本的にせずに済んでまいりました。

今日、北朝鮮問題が大きく動き始めた中ではございますが、アメリカのミサイル等を買って防衛するとか、ミサイルが飛んできたら近くの丈夫な建物に避難をする。間に合わないときは地面に伏せて頭を守るなどの防災訓練などもされておりますが、総理大臣自身も実際には飛んでくるミサイルを撃ち落とすことは極めて難しいと述べておりますし、アメリカの直近のそうしたミサイル防衛の訓練も失敗したということが報じられておまして、核とミサイルを使わせない外交政策こそ、9条を持つ国ができる最大の国際貢献だというふうに私も思います。

同時に、国民の暮らしのために必要なお金を使い、若者たちが安心して働き、子育てができるよう全力を尽くすことが、ある意味では前の戦争の後のときよりも、もっと大切な地域と国を守る最大の課題となっているのではないかというふうに思いますが、税金の使い方を根本から改め、地方が安心して子育てや教育、医療、介護などの国民的課題にしっかり取り組むことができる正義と財政支援を国に求めていただきたいと思いますと思いますが、市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、国会のほうでは憲法改正という問題が大きなテーマとして上がっておるわけでございます。もうこのことは国民の皆様も周知のことであろうというふうに思っております。

戦後七十数年たった今、日本の経済、あるいは平和ということがもたらしているのは、この日本国憲法9条があればこそということにつきましては、私は確信を持って、そのような形でいろんな場所でお話をさせていただいているというところでございます。

しかし、憲法改正の論議というのは国民的な論議であろうというふうに思っておりますので、一人一人がやはり最終的には判断をしていかなきゃならないという形の改正の手続きでございますので、これはしっかりと一人一人が憲法改正についてはお考えをさせていただきたいというふうに思っております。決して強要をするつもりはございません。強要するつもりはございませんけれども、やはり最終的には、憲法改正に当たっては国民一人一人の判断が大事ですよということをあえて申し上げていきたいと。

北朝鮮の核の問題につきまして、核の脅威というのを日本はいつも感じているわけでございますけれども、核をもって核を制するというのではなくて、やはり平和外交というようなことについて、しっかりと話し合いをしていただいて、平和的な、やはり国際的な立ち位置というものについて議論すべきであろうというふうに思っております。

また、財源等におきましては、それは必要に応じて国のほうがしっかりと考えていく、これからの時代、どういう形で日本をつくっていくかということについては、国の大きな役割でもあろうというふうに思っておりますので、これは県、あるいは私ども地方の自治体ともども、考えることは同じであろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、そういう努力をしっかりとさせていただきたいということを要請して、次の質問に移ります。

障がい者支援は、私はまず障がい者手帳の取得からだというふうに考えておりますので、この問題についてお尋ねをいたします。

介護認定者の60%以上が身体障がい者手帳を持っていないという状態は、さきにも議会で

も申し上げましたが、最近、市が行っております障がい者問題のパブリックコメントの中で出されていましたが資料を見ましても、まだ手帳の取得はそんなに進んでいないということがうかがえます。

結局、私もこの間、何人かの人たちと直接いろんな機会にそういう対象者の人と話をしてみました。ほとんどの人がそういう手帳を取得すれば、医療費の無料だとか、さまざまな支援が受けられる制度があるということについて、ほとんど知らないんですね。それも結構、大学を卒業して、しかもかなり私たちと近いような、年配になっている人たちも初めてそんなことを聞きましたということで、市はホームページだとか広報などで周知をしていると言われておりますが、なかなかそういうふうにはなっておりません。

今は、介護認定の方には、手帳を持っていない人には税金の控除証明は対象の方全員に発送されておりますが、実際に今のやり方で私は手帳の取得が進むというふうにはとても考えられません。そうかといって、市の職員の皆さんが窓口だとか、あるいは現在の介護関係のそういうところできちんと周知をして、ケアマネジャーの方なんかにも周知していただくということも考えておられると思いますが、そうは言っても、皆さんそれぞれの仕事の手いっばいで、なかなか本当にその人の身になって具体的な相談に乗るということについてはやられていなくて、つい最近も、さっき話をしたように、そういうことが聞けば、そんな制度は本当にあるのという話が少なくありません。

したがって、一気に多くを解決することはできませんが、一日も早く福祉課に専門の訪問相談員を配置して、その人の活動を通じて、市がそういう障害者基本法やその他によって、支援が必要な人が必要な支援が受けられるようにするために、今、弥富市が何をしなければならないかということが、私はこの問題を前進させる事実上の一丁目一番地ではないかというふうに考えます。そのことが具体的に明らかになれば、もっと市の対応も積極的に展開することができると思いますので、一日も早くこれの対応をしていただきたいということが一つと、もう一つは、精神の障がいへの対応というのが非常におくれているということを改めて痛感しております。

弥富市は、75歳以上の人は精神障がい者福祉手帳がなくても、自立支援医療の対象になっておれば、自動的に保険年金課のほうでそれは一般疾病無料の対応がされるというふうにお伺いしましたが、この間、私も何人かの方に、実際に長く海南病院を初め、そういう認知症だったり、その他の精神の病気で治療を続けている人と、治療を受けていて介護を受けている人とお話をする機会がありましたが、いずれも私が何人か話をした人は、自立支援医療の対象になっているということも、申請しなければ、それは無料制度に結びつかないということも全く知らないんですね。病院によってはそういうことを知らせてくださる病院もありますが、やっぱり弥富で一番そういう人たちが利用している病院でいうと、老年内科だった

り、神経内科だったり、あるいは海南病院の脳神経外科だったりというところがあると思いますが、やっぱりぜひ病院の協力などもいただいて、せつかくの制度でございますので、精神の疾患でどこの病院を受診しているかというのはレセプトで、市でもわかると思いますので、そういうところにもお願いしてですね。

いずれにしても、御本人にそういう制度があるということをお知らせいただく以外には、本人申請ですからね、出てこないわけでございますので。しかも高齢者の方ですと1割負担ですから、どっちを使っても一緒ということになるかもしれませんが、本来は自立支援医療で、国の制度の中で使ったほうが国民健康保険医療費の節約にもつながるはずでございますので、ここはきちんと制度を使うことと、それから、そうした市の独自の制度があることを周知することについて改めて御検討いただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、議員のほうの御質問に御答弁させていただきたいと思っております。

平成29年の9月議会におきまして、議員より介護認定を受けている方の半数以上の方が障害者手帳等を持ってみえない。また、手帳が取得できるか、どういうサービスが受けられるかわからない方が多いとの御質問をいただきました。

市のほうといたしましては、手帳をとれる可能性のある方には、介護高齢課のほうで、障害者控除認定証を発送時におきまして周知をさせていただいたところでございます。また、障がい者の受けるサービスにおきましては、その障がいの種類、程度によりまして異なっております。全ての内容を周知することは難しいことでございますので、広報、ホームページ、また御要望があれば出前講座等もさせていただきまして、市民の方に広く周知してまいりたいと考えております。

また、訪問相談員のお話をいただきましたが、これにつきましては早急な対応はちょっと難しいかと思っておりますので、市役所内の関係各部局、包括支援センター、社会福祉協議会などと連携を図って対応してまいりたいと思っております。

また、おくられている精神障がいへの対応ということでございますが、こちらにつきましても、この制度の周知につきましては、ケアマネジャーが参加されますサービス調整会議などで周知を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 要するにそういう制度があるということ、例えば海南病院なら海南病院に何年も通院して治療を受けている人たちが介護を受けている人が、全く知らないんですよね、そういう制度。ところが、市は要するに保険年金課のレセプトによって通院治療を受けている人についてはチェックできますし、それから介護認定の方については既に介護

高齢課で、要するに税の控除証明証を発行していますから、具体的につかんでいるんですよね。そこへの具体的な働きかけをすることが、私はこの問題の鍵だと思うんですよね。

だけど、今、課長がおっしゃったように、一気に全部なんていうのは、とても今のうちの対応、あるいは病院との関係やケアマネジャーの皆さんとの関係といっても、やっぱりなかなかできないことだと思います、それはね。

そうすると、一人でも訪問相談員を置いて、そして具体的に解決する中でいろんな問題が見えてくるわけですね。1,000人近い人たちが、まず身体障がい者手帳の問題があり、それをさらに上回る人たちが、この75歳以上の通院治療による市の医療無料制度が使える仕組みで救済できるかどうか。手帳によるさまざまな支援制度というのは、これは精神障害者福祉法によって定められております制度ですので、結構そういう、特に所得の低い高齢者の皆さんにとってはメリットのある制度がたくさんありますので、一日も早く、今ここで堂々巡りの質問をしておってもいかんと思います、私も時間がありませんので、それについてはそう繰り返すことはしませんが、一日も早くそういう体制をとっていただいて、具体的に解決する。そして、解決された人たちが口コミで、周りに似たような人がおりますからね。話をしてくれるようになれば、私はこの問題はかなり大きく前進をするし、またそのことによって市の障がい者施策や、あるいは自立支援医療と、それから市の制度ということによって、やっぱりまず自立支援医療を使うということが、多分、国民健康保険の給付を節約する上でも鍵になるとと思いますので、そういう意味からも、こうした問題についてはしっかりとひとつ対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そういった連携ということがスムーズにいけないという御指摘でございます。

私どもも病院がさまざまな窓口において、どのような対応がされているということにつきましては、少し理解として未知数なところもございますので、一度、三宮さん、海南病院の事務長と、そして私ども行政と、そして皆さん方と、一度膝を合わせてしっかりとこの問題について話し合う場をつくっていきたいというふうに思っておりますので、そのように海南病院のほうにも要請をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、一步一步やっぱり具体化していくことと、これはやっぱり医療機関の御協力があればもっともっと改善できることだと思いますので、ぜひそういう機会がありましたら、私も参加させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移りますが、私はやっぱり市民に寄り添って、いろいろできる市

がサービスをしっかりやってほしいということで、お金を使う質問ばかりやっておりますが、最後に、市の行政改革というか、本来の行政改革の問題で、入札制度の改善についてお尋ねいたします。

以前は、多くの市町が工事だったり物品の購入だったり、一定規模以上のものは入札をする、あるいは相見積もりをとるとか、いろんなことをやる仕組みになって、そして少しでも節約をしていくということが、どこでもやられてきたわけではありますが、国のほうは以前から市町村による本来の設計価格から歩切りをすることは、やっぱりよくないと。ましてや中小企業は大変な時期でありますから、そういうことはきちんと歩切りをしないようにして発注を行うということを強く求め、当市もそのように、現在は間違いなくやっておられると思います。

問題は、もう一方で、これはバブル崩壊の後、平成10年少し前からだったと思いますが、国のほうで全国の市町村に要請されたことの中に、これは国会でもいろいろ問題になったり、あるいは特に大手企業が独占的に受注できるようなものについては、めちゃくちゃな値段でそんなに大きくない市町村は買わされているというようなことが問題になりまして、その時期にバブルでめちゃくちゃあった公共事業単価を大幅に引き下げて適正なものにする。それは設計の見直しによって10%、それから入札制度の見直しによって、競争入札がちゃんと担保できる、そういう方向によって10%、合わせて20%以上の節約ができるようにということで一斉に取り組みされました。

我が町でも、そのことによって大手企業が独占的に受注していたものに対して、その当時いろいろ私たちが申しあげましたし、市当局も、当時は町ですね。弥富市はまだそのときはできていなかったですから。いろんな議論の上、踏み出して、大体、学校の電子機器類だとか、それから消防の積載無線だとか、そういうもの。あるいは、学校ばかりじゃなくて、そういう電子機器なんかで大手のメーカーや事業者が受注するものについて言うと、80%台だったり、物によっては60%台だとか、そういう形での節約ができて、今日でも大体、電子機器についてはそれに近いような入札結果があります。

ところが、弥富市の、特に建設事業の、しかも地元の業者の皆さんが中心になっている入札結果が、調書を見ますと、ほとんど90%台の後半が当たり前という状態が、最近とみに目につくようになっております。たまたまいろんな事情があって、他の市町の業者が入ったときには、結構、落札額が下がることもたまにはありますが、基本的には数社の指名競争入札ということでございますので、ほとんど慢性化しております。やっぱりこういうものにつきましましてはきちんと、今、福祉センターにも新年度から風呂について、石けんや洗剤も全部、今市がサービスで出しているのを自分たちで負担を、持ってきてくださいという紙が張ってあるそうですが、そういうことまでして、あるいは今のような値上げを、本当に大変だとい

うことがわかっておっても値上げをせざるを得ないという状態のもとで、やっぱり一貫して国が言っている、少なくとも競争入札がきちんと行われれば、あるいは設計の見直しがきちんとやって、時価相場も見ながら、結局、電気機械設備なんかは割方低くできるのは、メーカー希望価格、要するに定価と実際の市場価格との差があることがそういうふうになっておるような気がするんです。

たまたま、このたびは庁舎の入札で90%近いところまで行ったこともあって、全体の平均額としてはそれが押し下げるかもしれませんが、やっぱり一番お互いに頼りにしなければならぬ、業者の方から見ても、我々もしなきゃいかん、地元の業者の方が中心になって参入されるのが、90%台の後半が当たり前というのは、私は皆さん自身がそういう人たちと接するときに、お互いに力を合わせてこのまちを守り立てていくということで、御協力をやっぱりきっちりお願いするとかいうことを前提にしながら、精いっぱい頑張ってくださいというような入札の仕組みができることが望ましいと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えか、御答弁いただきたい。

○議長（武田正樹君） 渡邊財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、現在進めております新庁舎建設事業やJR・名鉄弥富駅整備事業など、大型事業が続いてまいりますとともに、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されており、本市の財政状況はこれまで以上に大変厳しい状況が続いてまいります。

そうした中、議員も言われましたように、昨年実施いたしました新庁舎建設工事の入札におきましては、予定価格の90.65%で落札していただきまして、市としても財政運営上、大変ありがたい結果であったと思っている次第でございます。

また、新庁舎建設工事を含めた本年度の工事の平均落札率につきましては、2月末現在93.66%であり、昨年度よりは低くなっておりますが、以前のように90%近くにはなっていない状況でございます。そうしたことの要因の一つには、建設資材や人件費の高騰により業者の皆様の積算価格が上昇してきていることもあると考えております。

今後も、設計段階で無駄を省き、コストの削減できないかなど精査していくとともに、競争性確保の観点から、入札方式につきましても、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、財政課長がおっしゃったように、庁舎があったからそういうふうになっただけで、庁舎がなかったらかなりのところに行っておるわけですね。ここは、今の市の設計価格がきちんとしておれば、当然これは利益も見込んだ発注ですので、違って



おってそういうふうになっておれば、またそれは別の問題なんです、まず自信のある設計価格だったら、きちんと競争入札が担保できる仕組みと同時に、やっぱり地域の業者の皆さんにも、私たちもそういう人たちに支えてもらわなかったら、このまちのいろんな、特に災害時なんか何もできない状態になりますので、御協力をお願いしなきゃいかんわけですが、もう一方でいくと、市民の皆さんの税金でやっている事業でございますので、やはり最大限の努力をしていただいて、その中で利益確保をしながら、競争入札が、市民が見ても、ああ頑張っておるなど言ってもらえるようにする努力は、私はやっぱりこれは市当局の努力に負うところがかかなり大きいと思いますので、そのことを心して対応していただくことを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1問目になりますが、男女共同参画の視点で避難所づくりをについてお伺いしたいと思います。

文部科学省は来年度の組織改編で、女性の社会進出を支援してきた男女共同参画学習課を廃止し、新設する共生社会学習推進課に男女共同参画学習室として統合するとの報道がありました。再編の目的は、学校教育と社会教育の縦割りを克服し、より横断的・総合的なビジョンに基づく教育行政を展開するためとしています。しかし、ジェンダーギャップ指数を見ても、先進国で最下位である日本で男女共同参画課という柱を失うことは、真の男女共同参画がますます遠のくものと危惧しています。

当然、全国的女性団体からは、男女共同参画社会が実現するまでは存続させるべき、また共生社会の一部ではないことを強く主張し、要望しました。文科省ではこれに配慮し、再編成では男女共同参画・共生社会学習推進課にする方針を固めました。本市においても、これに基づき、さらなる男女共同参画の推進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今回、私の質問は、この男女共同参画の視点から見た避難所設営・運営についてお聞きしたいと思います。

地域防災の一つとして、2月に市民参加型の防災ワークショップが開催されました。私は行くことができませんでしたので、市のホームページを見ました。開催されたことは載って

いたんですけども、結果、報告的なものは載っていませんでした。これは、自主防災会の勉強会・研修会だと記憶しているのですが、参加していない市民の方に、その内容は報告されているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

防災ワークショップの結果につきましては、3月より各地区の取り組みや課題などのまとめをホームページにアップしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 実は、3月の「広報やとみ」を見ましたら、そのようなことが書いてありましたので見ました。私、でもこれをホームページで見たのは初めてだったので、こういうことは積極的にホームページに載せていただきたいなと思います。

私たちは、自助・共助・公助という言葉は何度も耳にしています。自分の身を守れたら、次は共助です。最悪の被害を想定したとき、避難所での生活が始まることとなります。これが共助にもつながっていくわけですが、東日本大震災のとき、この避難所での生活は5カ月から6カ月にも及んだと聞いています。最悪の場合を想定して訓練しているわけですが、避難所生活もどのくらい続くのかわかりません。二、三日なら過ごせても、家屋の崩壊などで住む家がなくなってしまうたら、そんなわけにもいきません。やむを得なく避難所での生活を強いられることとなります。市では、1次開設避難所、2次開設避難所、3次開設避難所とあるわけですが、避難所生活が長く続くことになった場合、どのように対処されるお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 市では、1次、2次、3次の開設避難所があるが、避難生活が長引く場合の対処はという御質問でございます。

避難所とは、災害で住家が被害を受けた人、電気・ガス・水道などライフライン機能が寸断、もしくは著しく低下して生活が困難になった人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を行う場所でございます。

避難所は、発災直後の被害の状況や程度に応じて、順に1次・2次・3次避難所まで、最大で市内36カ所を開放いたします。

御質問の避難生活が長期化した場合でございますが、恐らく発災直後から物資不足や避難所のバリアフリー化などの災害時要配慮者への対応が課題になるほか、長期化することにより、プライバシーの保護、心身の機能の低下対策、施設管理者主体の運営から避難されている避難住民主体の避難所運営の切りかえや被災者の生活再建に向けた取り組みが必要となります。

避難所の運営については、その開設時から閉鎖時までにおいて、発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期、次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期といった段階に分類されます。市といたしましても、人員や物資に限られる中、この段階に沿った最優先とすべき事項を県や、関係機関や、ボランティア団体などと連携をいたしまして、自主的に避難者のコミュニティの形成や自治的な取り組み、生活再建に必要な情報の提供、被災者の尊厳が守られるよう支援を行ってまいりたいと考えております。その後、地域のライフラインの復旧状況に応じて、避難施設の統廃合を行い、避難所施設を原状回復してまいります。

これは、避難所が学校・保育所などの公共施設が大部分を占める中、これらの施設はライフライン復旧後の市民の皆様の生活再建のために最も早く復旧しなければならない保育・教育施設でございますので、御理解を賜りたいと存じます。最終的には、1次開設避難所を中心とした施設への統合をしたいと考えております。

なお、住家をなくされた方への対応といたしましては、応急仮設住宅での受け入れなど、避難所を利用する皆様の気持ちに寄り添って対応してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ここ数年、台風も大型化してきています。そして、どこで大雨が降るかもわかりません。しかし、これはある程度、天気予報などで予測は可能です。予測ができないのが地震です。いつ起きるのか、朝なのか、昼なのか、夜なのか、冬なのか、夏なのか、そのときの状況で指定されているそれぞれの避難所にはさまざまな人が避難してきます。高齢者の方、妊婦さん、障がいを持たれている方、小さなお子さんがいる方、病気で体調を崩されている方、また外国人の方、たまたま弥富にいた方など、本当にさまざまです。そして、そこにはまたさまざまな人権やニーズが出てきます。

避難所の設営・運営に当たりいろいろな決め事が必要になってきますが、現在の時点で何か市として自主防災会に対して助言はしていますか。また、逆に相談や報告を受けることはありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

避難所運営についての自主防災会への説明などについてでございますが、昨年6月に開催いたしました平成29年度自主防災会全体会の際に、全ての自主防災会及び自主防災会を結成されておられない自治会についても避難所運営マニュアルをお配りしており、同10月に開催しました防災ワークショップ全体会におきまして避難所運営について御説明いたしました。

この避難所運営マニュアルとは、避難所となる施設の管理者や、自治会、自主防災会や地域の役員などの皆様と行政がそこに避難されている市民の皆様と協働で避難所のルールや役

割などを決めて、避難生活がより快適になるような組織——マニュアルにおきましては避難所運営委員会というものでございます——を立ち上げ、運営、訓練などの手順についてマニュアル化したものでございます。

自主防災会におきましては、HUG訓練（避難所運営ゲーム訓練）などについて相談を受けたり、自主的に既に行っておられる団体もあり、今後もこの運営マニュアルについての周知を行うとともに、実際に避難所運営を地域主体で自主的に避難所運営委員会の組織の立ち上げができるよう、自主防災会の訓練や学区単位での防災訓練に取り入れていただきますよう、助言・啓発などをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これは、東日本で被災された避難所生活を体験された方のお話ですが、避難所での生活は、東日本大震災のときの様子は写真などで皆さんも記憶にあると思いますが、体育館全体に布団が敷かれ、人の布団を踏まないように歩かなければならない。囲いもなく、プライベートもない。1カ月以上もお風呂に入れない状態。その中で集団生活は、命が助かったとはいえ、絶望的なものだったそうです。ただ、そんな中、子供たちが元気に遊ぶ姿を見て、生きる勇気が湧いてきたと言われた方もおられたそうです。

このようにたくさんの方が共同生活をしていく上において、冬ならばインフルエンザや風邪に、夏であれば食中毒などにも気をつけなければいけません。避難所はたくさんの方が出入りする場所なので、常に清潔にしておかなければなりません。玄関の清掃、これはすごく汚れるそうです。洗濯も、洗濯ができて干す場所がなかったそうです。物干し専用の男女それぞれのスペースが必要となってきます。トイレ掃除も大変です。そして、食事の支度です。炊き出しも、ふだん練習しているような恵まれた環境でつくるわけではありません。もちろん、訓練は必要ですが、このような状態も考えて取り組んでいかなければいけません。

冬ならばお湯も使えない。雨が降れば、風も吹きます。これらの大変な仕事を女性自身も、そして男性も、女性がするものだと決めてはいけないことです。何日も続く避難生活で、20人くらいでグループを決めて女性が担当したそうですけれども、洗濯、掃除、食事の支度、本当に休む間がなかったそうです。その女性たちは本当に皆さん疲れ切ってしまったそうです。要するに、性別によって役割を決めてはいけないことを習いました。

また、生活環境やプライバシーの問題からも、ふだん気にならないことも気になったりします。避難所では、ふだんなら理解していることが、不安やストレスから混乱してしまうようです。ある区長さんが、こんなときこそ一番に飛んでくるのが行政だろうとどなったそうです。私たちは行政も被災することを忘れてはいけないのです。

また、ストレスがたまることにより、ドメスティック・バイオレンスなどの精神的な問題も出てきます。また、車の中で生活することによるエコノミー症候群も心配しなければいけ

ません。

熊本地震のとき、東日本大震災の避難所設営を教訓に、避難所ではカーテンで間仕切りをすることにより更衣室や授乳室もつくり、人の布団を踏まなくてもいいように通路もつくりました。中心には慰問に来られた人たちに対処できるスペースもとったそうです。弥富市では、避難所のレイアウトはつくってあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 避難所運営に当たり、レイアウトはありますかという御質問でございます。

市内避難所につきましては、全て避難所カルテを作成し、避難所マニュアルとともに配置しており、避難所担当の職員はもちろんのこと、発災時の避難所運営の際にどなたでも活用いただけるものでございます。

避難所カルテとは、避難所となる施設の図面、備蓄食料、設備、装備品などを図示、数値化したものでございます。

避難所レイアウトにつきましては、災害により用途も違ってくるため、避難所運営マニュアルにレイアウトの例を示してございます。その中には、避難所運営に必要な更衣室、介護室など、必要な部屋の説明や必要な設備を図示や写真を織りまぜて解説した資料も作成しております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 避難所カルテ、避難所マニュアルですが、どなたでも御活用いただけるというのは、どういうところに、設置か何かはされているんですか。どのように活用すればいいですかね。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） どなたでも、どのように活用すればよろしいかという御質問でございます。

避難所運営マニュアル・カルテにつきましては、地区の役員の方であったり、避難された方であったりといったものを、基本的には施設の窓口付近に設置をさせていただいているところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 避難所カルテや避難所運営マニュアルが作成してあるとのことで、先日、私もそれを見せていただきました。各避難所や自治会に、それが配られているとのことでしたが、私は初めて拝見しました。こんないいものが作成してあるのなら、もっとたくさんの方の市民の方の目に届くところに置くべきだと思いました。

先ほど答弁にありました施設管理者主体の運営から避難住民主体の避難所運営の切りかえ

の取り組みが必要とのことでしたが、この避難所カルテや避難所運営マニュアルを各避難所に、先日、皆様、市民の方に配られた津波ハザードマップや津波避難計画と一緒に、誰でも見ることができる場所に置くことが、その取り組みの一つになるのではないのでしょうか。

避難所生活は誰もが避けたいことです。しかし、やむなくそうしなければならなくなったとき、少しでも快適に過ごせるよう、準備万端とは言えないかもしれませんが、平常時にできることはやっておくことが大切です。

女性として、地域防災なども含め、何ができて何ができないのかを気兼ねなく話し合う場所が必要ではないかと考えます。本市においても防災会議を開催していますが、女性の委員の方、会議に出てこられる女性は全体の何人くらいを占めていますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 弥富市防災会議での女性の割合はという御質問でございます。

市防災会議の女性の参画につきましては、委員15名中、市女性の会の代表の方1名の全体で約7%でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 15人中1人は少ないですね。せめて、最低でも3人ぐらいは欲しいところだと思います。

〔発言する者あり〕

○6番（鈴木みどり君） 3人でも少ない。5人くらい。1人は少ないと思います、確かに。

女性の視点から、避難所の設営・運営、防災について女性たちのたくさんの意見を聞くため、提案ですが弥富市女性防災会議を開いてみてはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

昨日が、平成23年3月11日、東日本大震災から7年が経過したというような状況の中で、今またあの災害に対して、さまざまな教訓を生かしていかなきゃならないという形で、多くの自治体がさらに取り組みを強化していこうということがあろうかなあと思っております。私も平成30年度の施政方針の一つの大きな柱として、もっと災害に強いまちづくりをしていくんだということを市民の皆様にお訴え申し上げておるところでございます。

この間、さまざまな自助・共助・公助というそれぞれの役割の中で、その連携が大切ですよということを防災・減災上の問題からお話しさせていただきました。また、特にハード面については、国・県というような状況の中でのさまざまな施策の中でお願いをしているところでございますけれども、最近はソフト面の充実ということが大変重要だろうと認識もしているところでございます。

男女共同参画の視点から女性防災会議を開催したらどうかという御意見でございますけど、大変重要な視点だろうと思っております。女性のプライバシーの問題、あるいは女性の視点から避難所のあり方、あるいは運営のあり方ということについては、我々行政もしっかりと考えなきゃいけない。

そうした形の中においては、今、るる担当のほうから、行政が現在考えている一つの指針というか、そういったことにつきまして具体的な例も踏まえてお話をさせていただいたわけでございますけれども、昨年の防災ワークショップにおきましても、民生・児童委員の女性の方、あるいは保育士、あるいは先生方にも参加をいただいて、女性の視点で意見交換をすることができました。

市の内部の会議という状況の中においては、女性だけで会議をするということではできるとも思います。そのようなときにぜひ、女性の会の団体という形の中で、この防災ということについて、一度しっかりとそれぞれの地域の女性の会の皆様方と御議論をいただき、その内容についてまた私ども行政にぶつけていただければというふうにも思っております。そうした形の中で、まずは女性の会の中で女性の防災会議というような形の中でやっていただくのもいいかなあと思っております。

しかしながら、防災会議というのは、関係機関という形のもの外部的には大変重要になるわけでございます。例えば消防であったり、警察であったり、あるいは県の機関であったりというような状況の中で防災会議をどうしてもやっていかなきゃならない。私たちだけでは解決できない、女性だけでは解決できないということが多々あろうかなあと思っております。そうした形の中において、外部的な形の参加も含めてやっていく場合においては大変難しい面もたくさんあると。どうか女性の会のほうで、一度防災会議というか、この防災ということに対して、あるいは避難所のあり方ということを中心にでも意見を集約していただければ、我々としてはありがたいなあと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位にも御案内を後ほどさせていただこうと思っておりますけれども、あの釜石の奇跡という形で「てんでんこ」、いわゆる子供たちの多くを救った片田先生の防災講話、この話を6月9日に、また弥富市で開催をしていきたいと思っております。これは、木曾川下流の広域自治体における防災という形の中で過去からやってきているわけでございますけれども、その一環として今度は弥富市で開催をしていきたいと思っております。

そうした状況の中で、例えば女性の観点からの避難所のあり方ということについては、片田先生にも私のほうから助言をいただけるように、事前にお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私が女性防災会議と言ったので、少し市長は構えてしまっている部分もあるのかなと思うんですが、いろんな立場の女性がいると思うんですね。もちろん、子育てしている方、お店を経営している方、介護をしてみえる方、何らかの障がいのある方、いろんな女性の立場からの意見が少しでも聞ける、そういう話し合いができる、その中で話し合った女性の意見をまた市の防災会議があったときに取り組んでいただけたらいいかなと思って、ちょっと名前はかた過ぎちゃったかなということもありますが、私はそんな気持ちでいました。いろんな立場の女性の意見を聞いてみるのもいいんじゃないかなと思いました。

私たちの地域では、幸いにも大きな災害には遭遇していません。その分、災害に対しての意識も薄れてしまっているわけですが、先ほど市長も言われましたように、昨日は東日本大震災から7年ということで、テレビでもそのときの状況が何度も放映されていました。平常時だからこそ、できることはやっておく。私たちも気持ちを新たに引き締めて、そして男女共同参画からの視点で取り組んでいき、また行政にも要望して、この件の質問は終わります。

続いて、2問目の質問に移りたいと思います。

2問目ですが、風車と噴水の管理についてお伺いしたいと思います。

今から約13年前、平成17年に長久手で愛知万博が開催されました。当時、各市町村で一市町村一団フレンドシップ事業が展開されました。当時はまだ弥富町でしたが、オランダとのフレンドシップが決まりました。友好を深めるため、弥富町からも何人か募りオランダに出かけました。私も参加者の一人でした。オランダも干拓地であり、運河も多く、地形的にもこの弥富市と似ているところでした。そんないきさつもあり、オランダの風車を社会教育センターの筏川沿いに設置したと記憶しています。設置当時は風車の羽根も回っていて、それなりの趣もありましたが、今では何でこんなところに風車があるのだろうと思う人も少ないのではないかと思います。

また、風車のある筏川の中に噴水があり、夜になると虹色に水面が光っていました。それが、いつの間にか気がつけば風車は回らず、噴水も上がっていません。当時、この風車や噴水を設置するのに、かなりのお金がかかっていると聞きました。風車があるところもきれいに整備はしてありますが、多額をかけてつくったものが現在では全く生かされていません。いつから風車はとまってしまったのか。噴水はいつから出なくなってしまったのか。その理由はなぜなのか。管理費は幾らかかっていたのか。修復はできなかったのか。市の管理はどのようにしているのか。

今回、市民の方から、成人式のときや春まつりのときにでも動かせばいいのに、ずっと動いていないけどどうなっているのかなと尋ねられました。私も、そう言われれば、いつの間にかとまってしまっているなあと思いました。せっかくたくさんのお金をかけてつくったものなのに、それが生かされていないことはもったいないことだと思い、残念なことです。



今さらこのようなことを言うのもおかしいのですが、これは一つの提案ですが、気がつけばということは、逆に言えば余り気にもなっていなかったということにもなります。そこで、あの風車を三ツ又池公園に移転してはどうかと考えました。オランダでは風車とチューリップのイメージがありましたが、弥富市版の芝桜と風車というのも絵になるのではないかと考えました。せっかく多額をかけてつくったものですし、新たなものとして弥富市の観光に利用してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、鈴木みどり議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、噴水の件から答弁をさせていただきます。

噴水はいつから出なくなってしまったのか、その理由はなぜか、修理できなかったのかということですが、平成10年にふるさと創生基金を活用し、第3回の金魚サミットに向けて設置された施設であります。平成22年度までは保守点検記録で正常に作動していることは確認ができますが、23年度以降は保守点検記録がありませんので、23年度以降の故障で噴水は出なくなったということです。

出なくなった理由、修理できなかった理由でございますが、外国製の噴水であり、部品が入手できなく、修理不可能であり、現在に至っております。

次に、管理費は幾らかかっていたのかという御質問でございますが、保守点検委託料として年間59万8,500円でございます。

次に、市の管理はどのようにになっているのかという御質問でございます。

噴水施設、配電盤などは撤去せず、存置させております。

次はオランダ風車の件でございます。いつから風車はとまってしまったのか、その理由はなぜかということです。

オランダ風車につきまして、平成16年度に弥富町合併50周年記念事業として、この風車についても、ふるさと創生基金を活用し、モニュメントとして建造され、設置後は春まつりや成人式などのイベントなどに風車を回しておりました。しかし、平成22年度を最後にとめております。その理由といたしましては、年間稼働率から、行財政改革の一環として、経費削減対象として風車停止を決定しております。

次に、管理費は幾らかかっていたのかという御質問ですが、保守点検委託料としまして年間36万7,500円でございます。

次に、市の管理はどのようにしているのかという御質問でございます。

現在は、風車を回さず、緑地内の合併記念事業のモニュメントとして管理をしております。

最後に、風車を三ツ又池公園に移転してはどうかという御質問でございます。

この風車の建造に至る趣旨や移転費用を考えると、現在の状況を維持することが望ましいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今回、私、このような質問をしましたがけれども、噴水も風車の羽根も修復の見込みがないとのことでした。改めて市民の方に、まだこの現状を知らない方もたくさんお見えになるので、これを周知していただけたらと思い、質問させていただきました。これで私の今回の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります那須議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、国民健康保険税について、コミュニティバスについて、また就学援助について、この3点について質問させていただきます。

まず、1つ目でございます。

国民健康保険税についてでございますが、初めに来年度から県に一本化されるということでございますけれども、弥富の国保の加入者の負担はどうなっていくのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで制度の安定化を図ることとされました。この新制度は、愛知県が示す標準保険料率を基準に本市の保険料率を決定し、主に賦課・徴収した保険税を原資に、事業費納付金として県に納めることとなります。

本市の平成30年度事業費納付金額は12億536万4,596円で決定し、同時に標準保険料率が提示されております。現在の税率では歳入不足が見込まれるため、平成23年度より据え置いてまいりました保険料率を改正することになりました。保険税全体で約3,500万円、約3.84%の増加を見込んでいます。

実際の世帯への保険税影響額は、年額で、60歳単身、所得なし、固定資産税なしの世帯で

900円、70歳代夫婦、年金収入300万円、固定資産税10万円の世帯で7,900円の増、40歳代夫婦と子供2人の4人世帯、給与収入500万円、固定資産税10万円の世帯で1万9,500円の増となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 3.8%程度の増加ということと、今、るる例を挙げていただきましたが、40歳代夫婦でも結構上がるなと思います。

じゃあ、次の改定で国保の最高額、今の中でどれぐらいになりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 平成29年度の国民健康保険税の課税限度額は、医療分54万円、後期支援分19万円、介護分16万円の合計89万円となっています。平成30年度の国民健康保険税法の改正により、法定課税限度額は、医療分が4万円増額で58万円とし、合計で93万円になる見込みでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） かなり大きな負担となっていくということでございますけれども、以前、国保料が値上げさせたときですが、市も努力するというので、市民にも負担増をお願いするというので、私としては過去の経過を聞いております。その際には、市としては2億円規模で法定外の繰入金も行っており、負担軽減に努めてきたんですけれども、近年、この市の繰入金は減少しておりまして、先ほどの質問の答弁にも市長自身が言っておりましたけど、1億円ということになっていると。県に一本化されても、徴収業務や国保料を定めていくのは市の役割ということで、これまでどおり繰入金も入れられるわけでございますけれども、この繰入金に対しては今後どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 都道府県単位で国保運営をすることになりまして、県は財政運営の責任主体になることに伴い、改正後の国民健康保険法に基づき、国民健康保険運営方針を定めるものとされています。この国保運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営を図り、安定的に運営していくため、県と市町村において財政収支の改善等について検討を行うとともに、市町村は赤字についての要因分析を行い、必要な対策について整理すること、県は国保運営方針に市町村ごとの赤字解消または削減の目標年次及び赤字解消に向けた取り組みを定めることとしています。

国民健康保険税の引き上げ、収納率の向上、保険者努力支援制度の活用により赤字の削減を行うとともに、本市における軽減対策を引き続き講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 赤字解消ということで言っておりますが、正直な話、今後、高齢者も

ふえていく中で、なかなかこの赤字解消というのは難しいのかなと思いますので、繰入金はこれまでどおり、それ以上にふやしていくということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 法定外の繰り入れについては、額をどれほどにするということについては今後のことは申し上げられませんが、引き続き軽減対策を講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市としても大変財政も厳しいと市長もおっしゃられておりますけれども、それ以上に国保加入者のほうも自分の家庭の生計を立てるのが大変厳しいということをご理解していただいて、理解していただいておりますけれども、そういった形で負担軽減、引き続いて努力していったほしいと思っております。

また、1997年の鈴木知事の時代は、28億円ほど県が国保の補助金を出しておりました。ところが、神田県政になってだんだんと減っていき、とうとう大村県政になってはゼロになったんですね。市町村の自治体が繰り入れないと、住民の負担が大き過ぎるということで、市町村の補助を入れていたと思うんですけれども、市町村の補助を減らしていくというふうを考えるならば、県が以前のように繰入金を行って負担軽減に努めるべきだと私は考えておりますが、一本化になったことによって、県がこうした繰入金をするというようなことはあるんでしょうか。それがもしあれば、どれぐらいの金額で入れられる予定なのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 県の繰入金でございますけれども、従来どおりの法定繰入金はございますが、新制度導入に伴う新たな県の独自財源の投入はございません。国からの追加公費は県全体で約125億円となっております、事業費納付金の算定には反映をされております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ごろ国のほうも、従来から約束しておりました1,700億円を投入したわけでございます。そして、国保財政の赤字ということに対して少しでも軽減していきたいという策がとられました。今現在は、この1,700億円の投資において国全体の国保運営の赤字は1,400億円ぐらいだろうと思っております。これからも国のほうからの財源というものを、県も、そして私たち市町村も当てにしていかなきゃならないというような状況だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国のほうは、そうして1,700億円ということで入れていただくという

ことをございますけれども、私としては県も、こうした一本化になったということで、ぜひ県のほうも負担をお願いしていただきたいと思いますし、弥富市だけではなく全国、県内もそうですけれども、厳しい状況にあるにもかかわらず、愛知県というのは結構恵まれていて、トヨタ自動車とかを抱えているものですから、財政としては1・2位を争う自治体だと思っておりますので、その県がせっかく一本化になったときに出さないということであれば、おかしいんじゃないかなと私は思っております。

例えば東京都では62億円ほど、こうした独自財源を入れておりますし、ほかにも10都道府県が1億円以上という形で、こうした繰入金を出しております。市町村自治体が大変だということで国保の補助を出している都道府県がこうして多くある中で、財政豊かな愛知県がそれを出さないと。そのかわりに例えば大企業には大幅な減税を行っている。1社当たり最大100億円という形で減税を行っているということもありますので、そうした金額があるならば国保に回してもらいたいと思っておりますので、ぜひ市長のほうからもお願いしたいと思っております。

弥富市は、また県の示す徴収額どおりになると急激な負担増となるということで、たしか激変緩和措置というものがとられていると思います。この緩和措置というものは、いつまでもこの緩和がずっと続いていくというわけでは私はないと思っておりますので、この先の危惧がされるわけをございます、この先、年々と上がっていくということなのか、将来的にはどこまでの値上げの負担が、市民に負担となっていくのか、想定される部分で構いませんので、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 国保事業費納付金が、国等の公費投入による激変緩和措置として、県全体で22億円、弥富市は1,024万6,661円の減額となっております。平成31年度以降の激変緩和措置の方針が決まっていないため、国保事業費納付金額がどれくらいになるのか現在のところわかりませんが、激変緩和措置が減額となれば、保険税への転嫁は避けて通れないと考えております。しかしながら、現在のところ毎年の税率変更を行う予定はしてございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 当面のところ、これ以上上げるということは、年々と上がるということは想定されないということをございますけれども、結局のところ、1,024万円程度の金額は住民にお願いしていく形になるのか、もしくは市がこの分は頑張って出していくということになるかと思っておりますので、そういった部分でまたそのときに議論させていただきたいとは思っておりますけれども、国保の加入者は高齢者や非正規の方、比較的本当に余力のない人たちが入っているケースが多いということで、現在、会社勤めをしている方も、退職

してしばらくは、こうした国保加入者になってくると思います。

そして、国保というのは、社会保障としての側面を持ち合わせていると。国民皆保険の制度の根幹となっていると私は思います。しかしながら、その負担率は、ほかの社会保険制度と比較しても高いものとなっているわけでございます。

ここで、配付させていただいた資料の、皆さんからいうと多分裏側になると思うんですけど、こういう表がついた部分があると思うんですね。そこをちょっとごらんください。

これは、愛知県が国に対して要望を出した際の資料で、愛知県のホームページにも載っているものでございますが、この資料に載っているとおり、この表を見ると、全国で国保の負担率というのは、保険料負担率の横のラインを見ていただければと思いますけれども、全国では10%国保加入者に対するの負担があると。愛知県でいうと、これが8.5%になるわけでございますけれども、それに対して協会健保や組合健保を見ますと、協会健保ですと7.6%、健保組合になりますと5.3%ということになっているわけでございます。

これを見ても、国保加入者のほうが負担が大きいということがすぐわかるかと思えますけれども、こうした国保の負担を軽減して、ほかの社会保険の負担に近づけていく努力が私は必要だと思っております。例えば一宮市なんかでは、国保の子供の分の均等割を減免するなどの努力を行っていたりします。ぜひ市としてもそういった形で考えていただきたいと思っておりますので、市としてはどのように考えているか、または市長は国保加入者の状態と負担率を見てどのように考えておられますか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長兼保険年金課長（村瀬美樹君） 法定外一般会計繰り入れを投入しているため、弥富市の改正後の均等割額は1人当たり3万9,000円で、県の示している標準保険税率の4万4,041円と比較すると、約5,000円安くなっております。また、所得割についても、標準保険税率が10.51%でございまして、本市の改正案は8.5%でございまして、これも大きく下回っております。

また、当市の減免制度には、障害者医療受給者証、母子父子家庭医療受給者証、原爆爆弾被爆者健康手帳の交付を受けている方の均等割額の10分の5を減額しております。その他にも、事業廃止や失業等により著しく収入が激変した世帯は申請により、生活保護世帯基準生活費の100%以下の世帯は10分の10を、110%以下の世帯は10分の7.5を、120%以下の世帯は10分の5を、130%以下の世帯は10分の2.5の保険税の所得割額を減額しております。

保険税とは別に、生活保護世帯基準生活費の115%以下の世帯には一部負担金の免除、130%以下の世帯には一部負担金の2分の1の減額、140%以下の世帯には一部負担金の徴収猶予制度がございまして、これらの制度を市民の皆様になお一層周知していきたいと考えております。

また、ふえ続ける医療費増加の対策として、保険年金課に保健師2名を配置し、保健事業の充実を図っております。特定健診の受診率向上のため、年2回の未受診者への受診勧奨はがきの送付や健康フェスタ等における特定健診のPR、特定保健指導の利用率向上のため、新たに結果説明会や運動指導教室を実施、生活習慣病重症化予防対策として該当者の方へ医療受診勧奨や運動指導教室等への参加勧奨等を行っております。さらには、平成30年度から特定健康診査の自己負担を無料化し、大幅な受診率の向上を図り歳出削減を目指してまいりますので、保険税引き上げに御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、赤字解消削減の取り組みが必須となっております。本市単独の対策では保険税の増額による市民負担は大きくなることが想定されますので、今後とも国・県に激変緩和措置の継続を要望してまいりたいと考えております。

また、最後に議員のほうから一宮市の例が出ましたが、一宮市の制度と比べると一宮市のほうがまさる制度もございますし、また私も弥富市のほうが恵まれた制度になっている部分もございます。それぞれ市によって身の丈に合った制度を継続していくことが重要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員のほうから、国保加入者の状態と、その負担率を見てどのように考えるかということの御質問でございますけれども、私が今の仕事を担当させていただいたときには国保の加入者は1万2,000人でした、弥富市で。そして、今現在では9,000人台に人数が減ってきている。当然、財源として国保税という形の中でお願いするという絶対額が大変厳しくなってきたことも事実です。これは、ほかの自治体でも同じような状況が言えるのではないかなあと思っております。

また、医療費の点におきましては、高齢者社会というのがますます進んできているわけがございますので、当然、医療費というのがかさんできていると。我々が今回、県と一緒に共同運営をしていくという形ではございますけれども、その医療費に対する給付額は40億を超えているわけです。この財源をどうしていかなきゃならないかという根本的なことを考えていただきたい。私たちは少なくとも、少しでも運営がスムーズにいくようにということで、本来ならば繰り入れすることができない法定外の繰り入れをさせていただいておるわけがございます。それは、平成30年度では1億円ということになるわけがございますけれども、高齢化社会という形の中で、その医療費は高額医療費が物すごく伸びているんです。この辺も国保運営の大きな課題だろうと思っております。

そしてまた、健康診断を受けていただいて、特定健診であるとか保健指導を受けるようにという形で御指導いただくわけがございますけれども、国の目標は60%でございますけれども、大変残念ながら愛知県弥富市は40%台というような状況でございます。那須議員にもお

手伝いいただいて、この辺のことをもっと力強く御党の皆さん方にも御説明いただきたい。特定健診を受けなさい、特定保健指導を受けてくださいという形の中で、医療費の削減をどのようにしていかなきゃならないかということを含んで、市民全体で考えていかなきゃならないのが国保運営なんですよ。ぜひ御理解もいただきたいと思っております。

負担率につきましては、7年ぶりの改正です。これ以上、とてもとても財源が厳しいという状況の中での我々としては措置でございます。平成30年度は市と県と一緒にやっていくということでございますので、また新たないろんな課題だとか、あるいはいろんな問題が見えてくるだろうと思っております。そして、それを平成31年、32年という形の中でいろいろ考えながら、知恵を出しながら国保運営については努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうから、加入者自体が減っており費用も大変ということと、あと高齢化が進む中で、割合が高齢の方や弱者の方が多いものですから医療費も大変になってくると、そしてまた医療費の削減については努力していかなければならないのは共通認識かなあと私も思っております。そうした形では、特定健診ゼロなどの市の努力は認められると私は感じますけれども、これを私のほうからも広めていきますし、市のほうでも精力的に今後もアピールされていくと思います。

ただ、もともと国保というのは、本来、ほかの社会保険では被用者保険に当たる事業者負担という部分がないために、本当なら国が予算をつけてもっと出すべきだと私は思っています。以前は45%、こうした国の負担分があったのに対して、今は30%以下になっているということなんです。これが言われるように地方自治体も疲弊している大きな原因になっていると思いますので、特にまた、国もそうですけれども、先ほど県も独自の財源を出していないということで、財政豊かな愛知県が出さないこと自体が私にはあり得ないと思っておりますので、しっかりと国や県にも要望して、ここは医療費の削減と同時に、しっかりと国・県にも補助をつけてもらうように申請するべきだと私は思っています。

このたびは、この近くの民主商工会の方々が、私ども日本共産党の三宮議員と私が紹介議員となって、国に対しての意見書を採択されるようにの趣旨で請願が出されました。これをぜひほかの議員の皆さんに御協力いただいて、市民の負担軽減になるように国からもっと補助を出すべきだということで努力していきたいと思っておりますし、またこうした努力を議会としてもやっていきますので、市長としてもぜひ他の市町村と協力しながら国や県に対して、また市のできる限りの努力を積極的な立場でとられるようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。



○市長（服部彰文君） 私たち市長会、また他の6団体というような状況の中においては、この国保運営については全国的な形の中での自治体の大変大きな課題であるわけですね。当然今までも国に対するさまざまな要望をさせていただきました。そして、今回でも国のお金を投入することにおいて、少しでも国保財政ということの赤字を解消していきたいという形で措置はとられておりますけれども、根本的な解決になっていない。これは私、繰り返し繰り返し言っております。社会保障・税一体改革という形の中での3党合意、自民党、公明党、そしてその当時の民主党というような状況の中で、消費税の改正分については全てを社会保障費に投入するという約束なんですよ。これが実行されないと、いつまでもいつまでも空論になってしまう。2%の額は約5兆円に匹敵するわけですよ。これを医療だとか、介護だとか、あるいは年金だとか、あるいは子育て支援と言われるような社会保障に回すことにおいて、我々自治体としても、あるいは国民の皆さん方が、その負担ということに対する大幅な軽減になってくるだろうということでございます。このことについても市長会を通じてお話をさせていただいているところでございます。

私たち、やっているんですよ。もっともっと皆さん方も、そういったことに対して力を入れていただきたい。そして、私が先ほどお話をさせていただいたように、もっともっと健康診断という形の中で、その結果に対して、みんなで医療費の削減をどうしていったらいいかということをお考えいただきたい。高額医療費がかさんできました。あるいは特定健診率も大変低いです。医薬品についても、ジェネリックの医薬品の利用度が低いんです。こうしたこと一つ一つの国保運営にかかわることについて全体が考えていかないと、なかなかその解決策には至らないだろうと思っておりますので、御党の御努力もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃるとおり、市長としても、こうした形で頑張っておられるということでございますので、医療費の軽減についてもっと広めてくれということでございますので、それはさせていただきたいなと思っておりますが、ただ1点、医療費等の福祉等にかかわる社会保障費を消費税ということでおっしゃいましたけれども、消費税に頼る前に、まず5兆円を超えた軍事費に私はメスを入れるべきだと考えております。そうした形でできれば、社会保障はなります。できれば、国外でいうとコスタリカという国がありますが、そのコスタリカは軍事費を社会保障費等に充てたおかげで、そうした形でやりくりできているという国もありますので、ぜひ同じ憲法9条を持つ平和主義を唱える国として見習っていただきたいと私は思っています。それを堂々めぐりしてもいけませんので、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

2番目といたしましては、まずコミュニティバスでございます。

現在の東部ルート、五斗山、坂中地、J A支援センター、菜々耕房のあるところですが、このバス停を廃止して、すずきこどもクリニックから佐古木駅間のルートがなくなる案が出されていると思います。2月の広報にも載っておりまして、パブリックコメント等も集められたと思いますけれども、改めてこのルートが廃止になる理由をお答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

市内を運行するコミュニティバスにおきましては、平成28年12月のダイヤ改正の際に海南病院への乗り入れを開始するなど、これまでも運行ルートやダイヤ改正の見直しを繰り返し実施いたしました。その中でも、十四山地区を中心に運行しております東部ルートにおきましては、毎年利用者が増加しているもの、ほかのルートと比較をすると利用者が少ない状況が続いております。

また、利用者を対象としたアンケート調査では、満足度は高いものの運行本数が少ないという意見を多く頂戴しており、このような状況を踏まえ、地域公共交通活性化協議会において東部ルートの運行見直し案を継続的に検討しており、各種調査のほか平成28年度には十四山地区住民を対象にしました東部ルート運行見直しに関するアンケート調査においては、今回お示しいたしました新しいルート案のもととなった新しい経路案について意向調査をしており、これらの各種調査の結果、アンケート調査を踏まえた上で具体的な見直し後の運行ルートを検討した結果が今回の案でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） では、この3つのバス停を廃止することによってどのようなメリットが生まれてくると想定されるのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

先ほどの運行本数をできるだけふやすことを目的に、具体的な見直し後の運行ルート案を検討した結果、今回の案となっております。利用者の少ない五斗山、坂中地、J A支援センターの3カ所のバス停を廃止し、現在の右回り・左回りの循環運行から、佐古木駅と福祉センターを起終点とする上り・下りのピストン運行へ見直すことにより、平日・休日のそれぞれにおいて現在よりも1日当たり2便増加できるようになります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 本数がふえるということでは、すずきこどもクリニックから佐古木駅まで、一体このバスで何分かかるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） クリニックから佐古木駅間のルート自体は廃止はされません。

ただし、上下線にすることにより、現在のダイヤではクリニックから佐古木駅においては12分、改正案では33分となります。これは、ここ数年のバス乗降者調査結果によりあらわされておりますが、東部ルートの特性を見ますと、鮫ヶ地十四山総合福祉センター間の御利用が多く、ピアゴ十四山店からJ A支援センター、坂中地、五斗山の区間のバス停におきましては利用者が少なくなっております。乗降の多いバス停での乗車機会を増加するためにルートを設定したものであります。

すずきこどもクリニックから佐古木駅までの時間だけを見れば長くはなりますが、乗車機会及び乗車の多いバス停の利便性向上を目指したルートとなっております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっと質問の趣旨があれだったのかなと思いますけれども、こどもクリニックから佐古木駅のルートがなくなると言いましたけど、こういうルートになるというだけで、要するに五斗山や、坂中地や、菜々耕房の方々は乗れないということですよ、その場所から。

今ここで説明してもちょっとあれかなと思いますので、また後で打ち合わせさせていただきたいなと思いますけれども、要するに十二、三分の間を削るということで本数をふやすということでしたので、その十二、三分の部分であれば、これを残したまま、この3つを残したまま本数をふやすことも可能なんじゃないかと考えたので、それに対してどう思っているかなと思ったんです。

要するに、こうした坂中地や、五斗山や、J A支援センターのバス停、今こうした形の住民の方が少ないとはいえ、乗られている方もいらっしゃるわけで、住民の交通手段や足の確保としてはしっかりとやっていかなければならない。これは私は行政の役割だと思っておりますので、この3つのバス停を廃止されたら、この地域の住む方々、今、車や自転車に乗れない方、もしくはこれから例えば免許を返上して乗れなくなってしまう方、近くに一緒に家族が住んでいたとしても、家族の方は、若い方は仕事に出払っていらっしゃるという形で、昼間は高齢者の方が1人で取り残された場合、どうやってその人たちの、住民の足の確保をしていけばいいのかということを考えていただきたいなと思っているわけですので、そのあたりについて市のほうはどういうふうに考えてみえますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 今回のバス停が東部ルートの運行見直し案において廃止するバス停として設定されましたのは、各種調査・アンケートによる御意見を地域公共交通活性化協議会の中で検討したものであり、バス停の乗車数においても、J A支援センターは約10日に1人、坂中地、約2日に1人、五斗山につきましてはゼロ人となっております、利便性向上、運行本数増加をもとに検討した結果でございます。廃止案が協議会において決定さ

れた場合におきましては、最寄りのバス停での御利用を願うこととなります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに人数としては少ないということでございますが、先ほども申し上げたとおり、車に乗れなくなったら多分利用されるということで、今でも少ないとはいえ、例えば坂中地あたりでは2日に1人、この人のお話を聞くこともできたんですが、その方は福祉センターに通われているということなんですね。その方は、このバスが廃止されたら、毎日楽しみにしている福祉センターに行けなくなるということなんです。こういった方はどうしたらいいのかと。一番近くというと鮫ヶ地という形になると思うんですけども、そこまでじゃあ歩いていくのかとなると、これもまたすごい大変で、自転車ということになると、歩道もなくてちょっと危なくて私では行けないと、こういう状況に置かれているわけです。そうすると、手段としてはじゃあタクシーを呼ぶのかとなると、そんなタクシーを毎回呼べないですね。市の補助の補助券が適用されるなら、されるかもしれませんが、ただそんな回数があっても、もっともっと福祉センターを積極的に利用されて、先ほど市長もおっしゃられた医療費軽減を目指していくわけですよね。であれば、こうした福祉センターを利用してもらって、医療費の改善にもつながっていくと私は思うんです。

そうした形でぜひ考えていただいて、この地域に住む方々だけではない、今あるバス停じゃ通えない人たちに対しても考えていかなければなりません。当面、まず今ここに住んでいて福祉センターを利用されている方、この人をどうするかをぜひ考えていただいて市としては対応していただきたいと思いますが、仮にこの間を廃止するとして、市民の足を確保する手段は考えられているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ダイヤの改正であるとか、あるいは停車場等における改正は、この協議会のほうでいろいろとデータに基づき、あるいは市民のアンケートに基づいて決定をしていただいております。このコミュニティバスは、議員おっしゃるように、一人一人の足という形の中で対応させていただくのが本意でございますけれども、なかなかそのことはかないません。

そういう状況の中において、いかに利用者の多いところに対して増便をしていくかということに対して、これも理解をしていただきたいと思います。そして、効率的に運行できる、またそちらのほうも利用者も数多く利用がふえるというようなことについて、その費用対効果ではありませんけれども、そのような形で協議会のほうで協議をしていただくのも当然だろうと思っておりますので、これは理解をしていただきたい。

利用できなくなった人に対しては、大変申しわけございませんけれども、最寄りのバス停のところまで、そのところで乗れるような形でお願いをしていきたいというのが現状でござ

ございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、そういうふうにおっしゃいましたけど、なかなかそうした最寄りのバス停まで歩けないから困っているわけで、歩けるようであれば全然困らないわけなんです、そういった対応が私は必要だと考えているんです。

私としては、コミュニティバス自体がちょっと限界に来ている状況なのかなと考えたりもするんです。コミュニティバス自体、もっと使いやすいものに抜本的に改良していく必要があると思うんです。例えばハイエースのようなコンパクトのもので、シルバーさんに協力をいただいて細かく市民の足を確保していったり、または今こうした案が、ルートとしてこういうふうに通られているということなんですけれども、ここに円を描いて行って、その円と円をつなぐような形でバスのルートを考えていったりとか、例えば重点拠点を決めて、佐古木駅や十四山福祉センターなどで市役所や海南病院へ連結して乗りかえるような、円と円と円と拠点をつないでいくような形にするとか、またはオンデマンドのバスやタクシーのような仕組みで、必要なときに必要な時間でルートを決めて走らせるというような、さまざまな角度で私は研究していく必要があると思うんです。そうした研究は、今、市としてされているんでしょうか。

来年度からすぐにデマンドバスにせよと、こういうようなことは申し上げていないんです。そうした調査や努力を行って、根本的に抜本的に見直していく必要が私はあるということをごひ市の方にも知っていただいて、努力をしていただきたいと。今あるもの、ルートをちょこちょこいじくって、ほんの少し確かに、利用数は少しずつふえていっているということもございますけれども、現在利用されにくい、しにくい方、本当に困っている方の対策を大もとから救っていく必要があるということなんです。タクシーでもいいですけども、そうした形でほかの研究はされているのかどうか。例えばオンデマンドなんかは、そういった候補地に調査に行って、そうした話を聞いてきたのかどうか。そういうことをお答えください。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） ハイエースなどをシルバー人材センターに委託することやオンデマンド方式など、さまざまな角度で研究をしているのかという御質問でございます。

地域公共活性化協議会におきましても、白ナンバーの車を利用した、いわゆる自家用有償旅客運送、タクシーやバスを利用したデマンド方式なども含め、公共交通制度や運行方式などについて情報を集め、活用できないか調査・研究を行っております。

現在、市ではコミュニティバスの運行管理を三重交通株式会社へ委託しているところではございますが、これは道路運送法第4条の許可を受けた一般旅客自動車輸送事業者、いわゆる緑ナンバーで運行することにより、毎日の車両整備はもちろん、専門的な知識を有する事

業者に委託することにより、乗客の安全・安心を重視した運行管理を行っております。

議員が御指摘のハイエースなどの白ナンバー車両の運行をシルバー人材センターに委託する場合、車両整備はもとより、保険、事故対応、運行管理、運転手の確保、専門的知識の教育などが必要となります。

また、自家用有償旅客運送は、バス・タクシーなどが運行されていない過疎地域において市民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO団体などが、自家用車両を用いて有償で輸送運行する仕組みでございまして、市におきましては、公共交通網形成計画で示しているとおりに、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持のために、市内の主要な拠点を結ぶ移動手段としてコミュニティバスの役割を明記し、利便性の向上を図りながら改善を行っております。

デマンド方式におきましても、平成28年9月議会でも御答弁させていただきましたが、平成24年から25年にかけて慎重に検討をした結果、現在の運行方式となっております。ただし、現在はタクシーにおきましてはさまざまな方式で実証実験も行われておりますので注視し、情報収集に努めております。

コミュニティバスの運行は、各種調査やアンケートなどによりニーズや利用特性などを把握しながら、市民代表の方も含めた協議会委員により検討を重ね、市全体としてのバランスを加味して運行ルート及び運行時刻を設定しております。このたび東部ルートの運行見直し案を行っておりますが、大幅な運行形態の変更を行う際には、事前アンケートやパブリックコメントにより意見募集を行い、それをもとに慎重にさらに検討を重ねております。また、その経過や利用実態の調査結果をホームページにおいて公表してまいります。

大きな変更を行うことは、それまでバスを御利用されておりました市民の方の中にも影響が出てまいります。しかしながら、これまでも平成22年に実証運行を開始して以来、毎年4回の協議会におきまして改善を重ねたことにより着実に利用者数が伸びているのは、協議会委員の皆様と考える努力を行っていることであり、成果であると考えます。

今後も、市民の皆様のニーズや利便特性などを把握しながら、各種関係計画や関連機関との連携、協力をしながら、持続可能な公共交通の確保・維持のためにバランスのとれた改善に努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった形で努力は重ねられていると思いますし、研究のほうもされているということでした。ぜひ引き続きいて、タクシー等はもしかしたらということですので、注視していただいて、今いる環境だけではなくて今困っている方たちの対応、これを視点において研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間がないので、次に進みます。

3点目でございますが、就学援助の入学準備金の前支給についてでございます。

以前にも質問させていただいておりましたが、その際には近隣市町の動向を見てとか、足並みをそろえてとか、そういった形の回答がなされました。じゃあ、今になって近隣市町の愛西市や津島市はどうかということで見ますと、この入学前準備金を行うこととしています。愛知県内でも2019年度までに35自治体、半数以上の自治体が行うことを決めております。

弥富市も、こうしたキャラバンというのが毎年来るかと思いますが、このキャラバンの資料の回答の際にも、行っていきたいと、行う予定があるという形で回答しているかと思いますが、足並みはそろったというか、むしろちょっと出おくれちゃったんじゃないかと思いますが、これは具体的にいつやるのか、私としては「今でしょう」という感じで叫びたくなるところでございますけれども、市の回答をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 新入学児童・生徒学用品費につきましては、今後、就学援助費事務取扱要領を改正いたしまして、平成31年4月に入学する児童・生徒から、入学前に準備金を支給できるようにしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、来年度の予算に上ってくるということですが、予算にはなかったと思いますが、補正で上げられるという。31年度の4月入学の方に行うということですね。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 当初予算には組み込んでおりませんが、そういう状況の中で判断させていただいたので、要綱を改正して補正で対応させていただくというような方向になると思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうから、よい答弁をいただきました。ぜひ、この入学準備金を滞りなく進めていただきたいと思いますと思っておりますが、また私が1点危惧しているのは、多くの自治体は3月支給という形になっていると思うんですね。ただ、正直その3月に支給されていたらちょっと遅いんじゃないかなと思っております、入学準備として、基本的には、普通の家庭であれば、入学前の年からランドセルを用意することもありますし、逆に3月土壇場になって急いでランドセルを買わなきゃという方というのはなかなかいらないのかなと思います。

そこで、本当の意味で入学準備をしてもらうためには、3月ではなくもっと早い時期に支給する必要があるんじゃないかと思っておりますので、自治体によっては12月に支給しているとい

うことも伺ったことでもありますので、ぜひ子供に優しい弥富市として早目の支給を対応していただきたいと思いますのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 支給時期につきましては、小学校の新入学児童学用品費は10月に実施する新入学時健診のときに、中学校の新入学生と学用品費は2学期に案内をさせていただき、支給することになれば、それぞれ12月に支給したいと考えています。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） すごい子育てするなら弥富市という形で誇れるような新しい漸進的なところだと思いますので、ぜひよその自治体にもアピールして広げていただきたいと思いますと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 子育てするなら弥富市でという看板政策を外しているわけではございませんので、これからも子育て支援についてはさまざまな施策を打っていきたいと思っております。

そうした形の中で、来年度からそういった形の中で要領を変更して、何とかそういった形の中で対応していきたいと思っておりますので、他のところにつきましても、国保税、あるいはきょうは介護という形の中でも三宮議員のほうからもお話をいただきましたけれども、そういった状況の中においても市の考え方については十分御理解をいただくようお願いもしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） その点はその点として別でまた議論させていただきたいと思っておりますので、私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井利明議員。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、2つの件について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は教育関係、中学校広島研修についてであります。

平和宣言都市である我が弥富市では、教育基本法の理念に基づいて、将来の国際社会を生



きる中学生が平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を身につけること、また自他を尊重し合い、日本の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに国際理解や国際協調の精神を養うことを目的として、広島研修の実施を中心に据えた平和教育を推進しております。これは大変素晴らしいことだと思います。

昨年9月3日、北朝鮮が6度目の核実験をしました。その爆発の規模は広島型原爆の何と17倍もの大きさで、北朝鮮の発表のとおり、水爆であったようであります。このように、戦後70年余りの中で、現代ほど核の問題が継続してメディアをにぎわしている時代はありません。そんな中、中学2年生を公費で派遣して、原爆の恐ろしさ、平和の大切さを体験させることは非常に意味のあることであります。

そこで、質問させていただきます。

この中学2年生の広島派遣はいつから始まったのでしょうか。また、近隣市町村でこのような事業を行っているところはあるのかということをもっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

中学校2年生全員を1泊2日の広島に派遣する研修は平成23年度より始めました。市内3中学校の2年生を11月の初旬に1日置きに出発させ、内容は同じくして研修しています。今年度で7回目になりました。初年度に研修に行った生徒が、ことし成人になりました。

海部地区7市町村の中で4市町村は、小学生・中学生10名から30名の選抜メンバーで、広島または長崎に派遣しています。

尾張地区で特定の学年全員を派遣しているのは本市以外に1都市あり、そこでは沖縄に派遣しています。ただし、弥富市のように平和教育一本に絞ったものではなく、自然体験、文化体験、平和学習と、幅広い体験活動を目的とした3泊4日の研修として実施されています。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も他の市町村での実施は余り聞いたことがありません。本市では既に7年も前から行っているということで、いささかびっくりであります。

私も高校生のときに修学旅行で行った覚えがあります。ひどいやけどを負った人の写真、溶けてしまったアルミの弁当箱、表面が溶けてぶつぶつの泡状になった屋根瓦、強烈な熱線によって人の影が残った壁、そして原爆ドームなど、今から50年前に見たことが頭の中に残っております。もちろん、大人になってからも2回ほど行きましたが、高校生のときの記憶が一番残っております。やはり中学から高校の間の年齢で、計画的に意図的に見るほうが心に残ると思います。

平和記念公園には、見るべきものは多くあると思います。3中学校ありますが、その行程

の概要を簡単に教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 1日目は新幹線で広島へ、平和記念公園にはバスで出かけます。すぐに公園内で戦時中の食事体験の昼食をとります。その後、被爆者体験講話を聞き、それから15名ほどのグループに分かれ、ボランティアガイドさんの解説を聞きながら、公園内の原爆ドーム、平和の灯の各所をめぐり、原爆の像の前で生徒全員の手による折り鶴の献呈式を行い、平和を祈ります。

それから、観光バスでフェリーに乗り、江田島の国立青少年交流の家に行きます。入村式、オリエンテーションを済ませて夕食をとります。食後は、ホールでプロの歌手2人とピアニストによる被爆ピアノの演奏会と講話を聞きます。そして、お返しに、学年で練習をしてきた合唱曲を平和の祈りを込めて歌います。とても感動する場面です。

2日目は、もう一度広島市に戻り、平和記念資料館をじっくり見学します。その後、各校のオプションツアーをめぐり、午後2時ごろの新幹線で広島をたち、午後6時前後に学校に到着します。新幹線の時間が毎年各校前後するので、多少は行程に違いは出ますが、基本行程は同一です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） なかなか興味深い行程だと思いますが、その中で1日目の昼食で戦時中の食事体験とありましたが、それはどんなものなのでしょう、教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 広島派遣研修では、1日目の昼食に「しげるちゃん弁当」を食べます。当時中学2年生の折免滋君が、動員作業中、被爆し、亡くなりました。そのときの弁当と水筒が原爆資料館に展示してあります。お母さんの証言をもとに再現したものが「しげるちゃん弁当」といって、弁当の中身は塩味のついた豆御飯と少しの切り干し大根が添えられたものです。生徒は、「戦時中の食糧難の貧しさを痛感した」「しげるちゃんはお母さんのつくった弁当を食べることなく亡くなってしまった。今生きている人は戦争で亡くなった人に感謝して生きなければならない。そして、二度と戦争という過ちを起こしてはいけない」などと感想を書いています。昼食はこのように質素ですが、夕食はバイキング方式で食べ放題ですので、生徒からの不満は余り聞かれません。むしろ、食体験として感じたことを大切にしていると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） それは本当にいい経験ができたと思います。

1日目の夜は被爆ピアノの演奏会と講話ということで、どんな方がどんな講話をしてくれたのか、概略をお教えてください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 1日目の夜の被爆ピアノの演奏会なんですけれども、これは広島市で矢川ピアノ工房の代表である被爆2世の調律師、矢川光則さんという方が被爆者より6代のピアノを預かり、これを修復し、各地で平和コンサートを催されています。江田島青少年交流の家の小ホールには、爆心地から2.6キロメートルの地点で被爆したピアノが置いてあります。このピアノは、ガラスの破片が突き刺さり、亀裂も入り、放射線がしみ込んでしまい、長らく放置され、美しいメロディーを奏でることができませんでした。しかし、今では人々の善意で見事に復活され、きれいな平和の音色を届けていますと、このピアノや持ち主のまつわる講話を聞きます。そして、プロの歌手とピアニストによるミニコンサートが開かれ、平和をテーマにした歌や曲を鑑賞します。お返しに、学年で練習してきた合唱曲を生徒による被爆ピアノの伴奏で歌い、平和を願う心を友と共有いたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ここに広島研修のまとめがあります。生徒たちの作文、学級新聞、隅から隅まで読ませていただきました。

1945年（昭和20年）8月6日、広島に原爆が投下されました。地上600メートルのところで爆発しました。このときこの年に亡くなられた方は約14万人とされています。この中には戦争に何も関係のない子供も多くいたそうです。まさに無差別殺りくであります。なぜ広島だったのか。この原爆が爆発したときの爆発点の温度は100万度を超え、空中に発生した火球は1秒後には最大直径280メートルとなり、爆心地周辺の地表面の温度は3,000から4,000度にも達したそうです。これだけでも原爆がどんなに恐ろしいものであるかわかります。さらに恐ろしいことは、助かった方でも、それ以降放射線の影響で人体に深刻な影響を及ぼすことでもあります。その影響は現在もなお続いております。

以上のことは、この広島研修のまとめからの抜粋ですが、子供たちは本当によく学習してきたと思います。

もちろん、これだけの成果をおさめるには、事前・事後学習に相当力を入れたことと思います。事後学習のまとめとして発表会などもやられたと思いますが、どんな場面での発表会だったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 2年生の総合的な学習の時間は、3つの中学校とも平和学習をテーマとして広島派遣研修を中心に据え、年間を通して事前学習、事後学習を行っています。

研修のまとめとしては、3つの中学校共通に2学期の終わりに校内で全校生徒の前で広島派遣研修の報告会を映像入りで行っています。次に、3学期の学年PTAで保護者の前で同じように報告会を行っています。また、各自広島研修のまとめを壁新聞や拡大紙で掲示物と

して制作していますので、校内の廊下や図書室などに常時展示し、平和教育の資料として誰もが参考になるようにしています。

また、総合社会教育センターのロビーに、期間限定ではありますが、市民向けに展示することも行っています。

今年度、弥富中では美術の時間に、ピカソの「ゲルニカ」を参考にして、「ピカソになって広島を描く」という題材で、広島で感じたことを「ゲルニカ」の表現方法を用いてクラス単位で壁画のような作品を制作し、平和を願う心の共有を図りました。これは、皆さん御存じのように、中日新聞で大きく取り上げられました。

さらに、毎年7月に行われる青少年健全育成大会では、3年に1回、3つの中学校合同の広島研修報告会を市民向けに行っています。今年度実施いたしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 校内だけでなく、校外でもやられていると聞いて大変うれしく思います。ケーブルテレビ等にもお知らせをして、知らしめていただくのも一考かと思えます。

さて、これだけのイベントを多くの予算を使って行ってきております。弥富の子供たちの心の中に平和を大切に思う気持ちが育ってきたわけですが、一過性のもものではだめだと思います。追跡調査というのは卒業してしまうとなかなかできないわけですが、聞くところによると、このたびの成人式の折に新成人の皆さんに対してアンケートをとられたということですが、どんなアンケートで、どんな結果だったかを教えていただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 広島派遣研修が始まって7年目になり、ことしの新成人が初年度であったことから、広島派遣研修が自己変容にどのように影響しているのかを知りたくてアンケート調査をすることにしました。特に呼びかけることなく、受付にアンケートを用意しましたところ、80名の新成人が答えてくれました。

問いは4つで、広島派遣研修を受けて自身の意識が変わったと思うかが最初の問いです。これには、「とても思う」が29%、「やや思う」が51%で、合わせると80%が広島派遣研修で自身の意識が変わったと答えていました。

問い2では、問い1を受けてどのように意識が変わったのかという問いで、「平和について」が41名、「戦争について」が同じく41名、続いて「人命について」が21名、「家族について」が11名と続いています。

また、問い3では、広島研修後、あなたがとった行動や思いはという問いで、「恒久平和を強く願うようになった」が31名、「市外の友達に広島のことを話した」が17名、「再度広島を訪れた」が16名、「長崎や沖縄等の戦火をこうむった場所を訪れた」が13名、「世界の政治情勢に関心が高くなった」が13名と続いています。

問い4では、成人になって改めて思うことはと聞くと、「日本は平和であると思いましたが」「平和に対する思いが一層強くなりました」が多く、「広島派遣研修はお金をかける価値はあると思います」「広島研修はとても意義深いものでした。今後も続けてほしいと思います」という回答がありました。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの新成人へのアンケートを聞き、まさに驚きであります。6年ほどが経過し、子供たちの脳裏や心の中にしっかり残っているということは、この研修の意義を認めてくれるものであると思います。

先ほどの教育長の答弁にもありましたように、12月23日の中日新聞には、弥富中学校2年生が広島版「ゲルニカ」を制作したということで大きく掲載されておりました。これは、美術の時間に広島に行って一番印象に残ったことをテーマに、一人一人が鉛筆やマジックで画用紙に絵を描き、それを持ち寄り共同画にしたものだそうであります。私も実際に学校へ行き、現物を見せていただきました。本当によく描けていたと思います。この夏には社教センターで展示も計画しているということで、市民の方にも見ていただけるんじゃないかと思えます。

さて、次年度以降も、予算が厳しい中ですが、継続してやっていただけるものと思います。次年度以降のやり方について、何か案がありましたら、お答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年度までは呉にある大和ミュージアムに訪れていましたが、広島との距離があり、日程が窮屈になりがちでした。今年度からは、大和ミュージアムはやめにして、広島平和公園を中心にじっくり2日間見て回ることにしました。各学校、新幹線の時間にゆとりがある学校とない学校が年度で差があり、それに伴って各学校は平和記念公園の近場でオプション見学を行っています。今年度、弥富中は、2日目に平和記念資料館をゆとりを持って回りました。弥富北中は、広島城の被爆の木を見学しに行きました。十四山中は、広島市江波山気象館を見学しました。来年度は、平和記念資料館が改修工事及びリニューアル完成で、一層生徒たちにとって関心が高まるものと期待しています。

平和に対する学習を基本コンセプトに、今までの蓄積を大切に、今後とも質素で誠実な研修の姿勢は崩さないようにしたいと思います。現地で本物の資料を見て、話を聞き、一人ではなく仲間とともに平和に対する思いを共有することが、より一層子供たちの心に響くものと思います。ここに弥富市広島派遣研修の神髄があると思っています。教職員からは、広島派遣研修はぜひ継続してほしいという意見が強く出ています。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 毎年、対象児童が変わるわけですので、同じメニューでもいいと思いますが、そのときの子供たちでいい考えが出されればというふうに思います。

終わりにになりましたが、この世界からまさに原爆がゼロになることは人類の夢だと思います。現在、核爆弾を実際に持っている国は8カ国ないしは9カ国だそうです。過去に保有していたが放棄した国は4カ国あります。保有国の総核弾頭数は約2万発以上と言われていています。今もし核戦争が起これば、もはや地球の破滅です。したがって、核戦争が起こることはまずないと思いますが、核保有国の指導者が、深い考えもなく、ある意味やけくそ的なことで暴発させることはないとは言えません。この世界から核を絶対なくさなければいけません。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

広島平和研修ということについてお尋ねをいただいております。この秋には、私も一度生徒と一緒に広島を訪ね、生徒たちと一緒に平和について、戦争について、そしてまた命について語り合いたいというふうにも思っておるところでございます。

さて、この世界から核がなくなることは、私も永井議員と同じ考え方であります。弥富市に平和都市宣言というのがございます。一度、この平和都市宣言はどういうものかということをし朗読させていただき、この内容について共有化をしたいと思っております。

この平和都市宣言は、平成11年3月12日、当時、弥富町であった本市は、次のように平和都市宣言をしております。「我が国は、世界で初めて核兵器による惨禍を受けてから半世紀余りがたちました。被爆国のむごさを思うとき、核兵器は人類と絶対共存し得ないものであり、この地球上から廃絶しなければならないと痛感します。戦争のない平和な世界を築くことは人類共通の願いであるにもかかわらず、今なお世界各地で戦争による惨禍が繰り返され、核兵器の実験や、その開発競争は人類の生存、地球環境に大きな脅威となっております。弥富町は、世界の人々と力を合わせて、戦争のない世界、核のない世界の実現、そして恒久平和に向けて努力することを決意し、ここに平和都市であることを宣言します」。これが平和都市宣言の内容の文言でございます。

この平和都市宣言を具現化したものが、中学2年生全員による広島派遣研修でございます。ことしで、先ほどもお話をさせていただいたように、7回目になります。平成11年当時と比べると、現在はさらに核の脅威にさらされていると言っても過言ではないと思っております。生徒たちが広島原爆ドーム、あるいは資料館を訪問することにおいて、戦争とは、平和とは、命とはという形で考えていただく一助になれば、広島平和学習研修が大変大きな意義があると思っております。恒久平和を願う心を大きく育ててくれることが私の希望でもあります。

今よく核の脅威と言われておりますけれども、核の抑止力が核ではなく、平和に対する意識の高さが核への最大の抑止力になると考えております。永井議員と同じ考えであります。この地球上から核がなくなることを一日も早く実現することを願うばかりでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

核爆弾をなくしていく過程は、本当に遠い道のりかもしれませんが、全人類一人一人が核をなくそうという気持ちを持てるようになるためには、教育の力は大変大きいと思います。世界の教育者が今こそ大きな声を上げるときだと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

2つ目は、協働のまちづくりとアダプト・プログラムについてということであります。

このアダプト・プログラムというのは、聞きなれない方も多いと思うんですが、後ほど詳しく説明させていただきますが、協働のまちづくりと大いに関係するものであります。

協働のまちづくり推進事業として地域づくり補助金があるわけで、本年度は450万円が計上されております。この地域づくり補助金については、平成28年度に佐藤高清議員、江崎貴大議員が質問されておりますが、余り重複しないように質問させていただきます。

私がこのことに興味を持ちましたのは、私の住んでいる地区のお隣である中六の方々が1月20日に社教センターで「生ゴミ再生工房」というテーマで発表するという話を聞き、そんな発表会があるんだ、それはどんなものなのかということで調べ始めたわけです。

中六の方々が、もともと生ごみから肥料をつくってみえるというのを聞いたり見たりしていたわけですが、地域づくり補助金をもらっているということを知って、ほかにどんな団体がやってみえるのか、秘書企画課へ行って教えていただき、おおよそのことはわかりました。

この発表会というのは、佐藤高清議員の質問の中の御意見もあり、今年度初めて開催されたということでしたが、参加してみて本当によくわかりました。このような発表会を行うようになったわけ、また今後どうしていくかをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

本市では、平成20年度より地域づくり補助金制度によりまして、市民の皆さんの地域づくり活動を支援しておるところでございます。補助金開始より10年になりますが、地域で活躍されてみえる皆さんの活動状況や地域づくり補助金制度を市民の皆さんに広く知っていただくように、本年1月20日に初めて地域づくり補助金活用団体活動報告会を開催させていただき、2団体の方から日ごろの活動の報告をしていただきました。

今後も、ボランティア団体の育成や裾野を広げるためにも毎年の開催を考えており、活動報告をしていただく団体の数もふやし、充実した報告会としていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このたびの発表で、「生ゴミ再生工房」はもちろんよかったわけですが、もう一つの「安心安全パトロール隊」の発表もすばらしいものでありました。

このような団体は現在56団体あるそうですが、この補助金交付団体になるにはどんなことが必要でしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域づくり補助金は、弥富市地域づくり補助金交付要綱において、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対して補助することと規定しております。

補助金の交付の対象となる団体は、コミュニティ推進協議会、またはNPO団体、自治会、町内会、ボランティア団体、サークル、もしくはグループ等の団体のうち、今から申し上げます次の全てのことに該当する団体としております。1つ目は、市内に事務所または事務所機能を有すること。2つ目は、団体の活動範囲が市内であること。3つ目は、5人以上で構成されていること。4つ目が、団体の代表者及び運営の方法が会則等で定められていること。

以上の要件に当てはまり、補助金を必要とする団体からの申請及び実績報告に基づき、補助金を交付しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の説明を聞きますと、それほど難しくないということがわかりました。市民の皆さんもどんどん申し込んでいただければと思います。

ところで、補助金の額であります。自治会、町内会、サークル、グループ等は1団体につき5万円が限度、コミュニティ推進協議会には1事業につき50万円ということですが、平成29年度は実際どのようなようだったのでしょうか、その概要を教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられたとおり、弥富市地域づくり補助金交付要綱において、自治会、町内会、ボランティア団体、グループなどは1団体につき5万円を上限としております。小学校区を対象とした広域的な団体であるコミュニティ推進協議会に対しましては、1事業につき50万円を上限としております。

平成29年度の申請状況といたしましては、全部で56団体から申請があり、補助金額としては399万5,100円の交付決定をいたしました。

申請件数の内訳としましては、コミュニティ推進協議会から5つの事業がございました。また、一般的な団体、グループ等については、51の団体からの申請がございました。



○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 団体の分野別というか内容を見ますと、高齢者に対しての福祉、健康づくりというものもあります。ふれあいサロンは1回につき5,000円の補助が出るわけです。ダブっていただいているということはないと思いますが、どちらでいただいてもいいのでしょうか、お教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市では、高齢者の生きがいや社会参加意欲を高め、介護予防にも大きな効果があるということから、介護サービス事業所や自治会、福寿会などで、ふれあいサロンが開催されております。ふれあいサロンの運営に当たっては、業務内容や実施場所、設備など各種基準があり、その条件をクリアした上で契約して実施していただいているものであります。

ふれあいサロンは月に1回以上開催し、講座、講演会、運動など多くの人が参加しやすい内容とし、また飲み物などの提供を行うカフェを行うことなどの条件があり、それにかかる費用を含めて1回当たり5,000円を支払っております。

それに対しまして地域づくり補助金につきましては、高齢者の居場所、生きがいづくりなど、福祉・保健分野での事業に係る活動費に対しても補助をしておりますが、ふれあいサロンとは異なりまして食糧費は対象とはしておりません。

なお、地域づくり補助金と、ふれあいサロンの重複補助は認められませんので、各地域づくり団体におかれましては、より団体に合った制度を活用していただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ふれあいサロンにつきましては、以前も質問しましたが、これは1回ごとに報告書を提出し、6カ月ごとでまとめて補助金が出るわけですが、地域づくり補助金の仕組みはどうなっておりますか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 弥富市地域づくり補助金要綱に基づきまして、毎年4月から6月にかけて必要書類を添えて補助金の交付申請をいただくこととなっております。申請書類の審査を行いまして補助金の交付決定をしますので、決定後に事業を開始していただくこととなります。

なお、補助事業が完了しましたら、完了後30日以内または翌年の3月20日のいずれか早い日までに、必要書類を添えまして実績報告書を提出していただき、内容審査を実施させていただきます。補助金額が確定した後に補助金を指定口座に振り込ませていただく流れになっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 補助金活用団体の分野別を見てみますと、平成28年度では環境保全・環境美化が一番多くて21団体ということでしたが、現在も変わっておりませんか。総数も教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 平成28年度の実績といたしましては、全部で64団体に対して補助金を交付いたしました。中でも、道路や公園などの清掃や除草、用水路の浄化、花壇づくりなどの環境保全・環境美化分野が21団体ありました。

平成29年度の申請状況といたしましては、全部で56団体の活動に係る補助金の申請を受け付けておりますが、その内訳といたしましては、防犯パトロールや防災教育、交通安全講習会などの地域の安全（防災・防犯）分野が16団体、高齢者の居場所・生きがづくりやボランティア研修などの福祉・保健分野が7団体、道路や公園などの清掃、除草、花壇づくりなどの環境保全・環境美化分野が13団体、親子で触れ合う音楽教室やスポーツ体験などの子どもの健全育成分野が4団体、伝統芸能や歴史の伝承、文化・芸術の振興などの文化・芸術・スポーツ振興分野が10団体、子供から高齢者までの触れ合いや人材育成研修などのその他が6団体となっております。

したがって、環境保全・環境美化分野は、前年度に比べて8団体減少したことであります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁の中で、団体総数は56ということでありました。平成29年のね。以前はもっと多かったと聞いております。発足以降の団体数の移り変わりを簡単に教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域づくり補助金制度を開始いたしました平成20年度は53件、21年度と22年度は77件、23年度はこれまでの中で一番多い85件、24年度は75件、25年度は66件、26年度と27年度は69件、28年度は64件、そして29年度が56件となっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今お聞きしますと、一番多いときで85団体あったものが、現在は56団体と大幅に減っておりますが、その原因はどこにあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 大幅に減少いたしました要因の一つとして、毎年、環境保全・環境美化分野で水路の環境改善を目的として取り組まれていた7団体が、本年度は申請されないことが上げられます。

また、ほかには、この補助金を活用される団体の中には自主財源で活動ができるようにな

った団体もあると思いますが、逆に団体の財政面や会員の高齢化等の理由により継続的な活動ができなくなった団体もあるかと思っています。

また、新規申請される件数が減少していることも、補助団体が減少している要因であると考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはりもっとPRをとということでしょうかね。または、リーダーのなり手が少ないということもあるんでしょうか。いろいろな分野で役のなり手に困っているという話を聞きます。やっていただける方をみんなで応援するというムードをもっとつくっていく必要があると思います。

さて、私は最近、こんな言葉を耳にしました。冒頭に言いましたアダプト・プログラムというものであります。これは協働のまちづくりと大いに関係があるということですが、このアダプト・プログラムというものについて、私も少しかじっただけでありますので、内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） アダプト・プログラムは、ハイウエーでの散乱ごみの問題が深刻化になっておりましたアメリカで生まれた制度で、日本では平成10年に徳島県の神山町というところで初めて導入されておるといところでございます。

アダプトという言葉でございますけれども、これは例えば誰々を養子にするというような意味でございます。一定区画の道路、公園、河川等公共の場所を養子として見立てまして、市民が我が子のように愛情を持って定期的に清掃美化活動を行うなどの面倒を見て、それを行政が支援するという制度であります。市民と行政が互いの役割分担を定めまして、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるものであります。

アダプト・プログラムの特徴は、市町村ごとの実情に合わせた地域密着型の清掃活動で、市民と行政が協働で進める継続的な活動であります。市民の主な役割としては、清掃、ごみ拾い、除草、花壇の世話などで、行政の主な役割としましては、ごみの回収、清掃用具の提供や貸与、ボランティア保険の加入、サインボード——サインボードというのは管理している団体の名前が明記されたもの——を掲出、制度の広報や団体の紹介などであります。

アダプト・プログラムの導入効果といたしましては、拾い続けることで散乱ごみの量自体が減るほか、きれいな場所には捨てづらいということ、アダプト活動を経験した人はポイ捨てしなくなるというように環境保全につながると同時に、どなたでも参加できることから、地域の連携の強化、高齢者や障がい者の活躍の場が広がるといった副次的効果も期待できると考えます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の説明で、おおよそのことはわかりました。

このアダプト・プログラム制度を導入している自治体は、この西尾張でどこがあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 西尾張9市の状況でございますけれども、7つの市がアダプト・プログラムを導入しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 7つの市と申しますと、入っていないのは、あと2つぐらいになるんですかね。

本市では、このアダプト・プログラムを導入する予定はあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在、本市では、市民の皆さんによる環境美化活動への支援といたしまして、地域づくり補助金以外にも、各地区コミュニティ推進協議会主催で実施されております5月のごみゼロ運動と12月の一斉大掃除に対しまして、きれいなまちづくり推進補助金を交付させていただいております。市民の皆さんは、自分たちのまちは自分たちできれいにするという気持ちで環境美化活動に参加されているものであります。

今回御質問いただいておりますアダプト・プログラムの導入につきましては、現在のところ導入の予定はございません。しかしながら、アダプト・プログラムは全国各地で取り組まれている制度であり、今後、活動の主体となっただけのボランティアとなる市民の皆さんの御意見を伺いながら、関係課等と調査・研究していくことは必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 考えてみますと、補助金が出ても、なかなか手を挙げないと、また続かないということもあると思います。

このアダプト・プログラムは、まさに無償のボランティアであります。必要な道具、軍手、ほうき、ごみ袋等はもちろん、帽子や、そろいのベスト等が支給される自治体が多いようです。しかし、実際に導入となりますと、現行の地域づくり補助金との兼ね合いが難しくなると思いますが、そのあたりはどういうふうに考えてみえるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 初めのほうで述べましたが、地域づくり補助金は、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対して補助するものでございます。

地域づくり補助金には、環境保全・環境美化分野以外にもさまざまな分野がありますが、

もしアダプト・プログラムを導入することとなれば、この地域づくり補助金の対象分野から環境保全・環境美化分野を除くことにするのか継続するかをよく検討しなければならないと考えております。

これまで地域づくり補助金を利用して環境美化活動を実施していただいております団体及び地域活動をされている方々が継続して活動できなくなってしまうのはいけませんので、アダプト・プログラムの導入に向けては、各団体、地域の皆様等の御意見を伺いながら、慎重に調査・研究をしていかなければならないと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 平成28年6月議会で、何度も名前を出して恐縮ですが、佐藤高清議員が、地域づくり補助金は企業は対象にならないのかという質問がございました。答弁は、現在のところ考えていないということでございました。しかし、時々企業の方々が、会社の前はもちろん、会社の近くの道路等のごみ拾いをやってみえるのを見かけることがあります。これこそアダプト・プログラムの初めとしてやってみたらどうでしょうか。そして、その輪が広がっていけば、環境美化等に関して、このアダプト・プログラムでやっていけるのではないかと思います。

また、このことを行うには、二、三人の家族からでもできるようですし、報告書等の提出も特に必要がないようですので、気軽にやっていただけるのではないかと思います。そうすれば、このまちがもっともっと美しいボランティア精神あふれるところになると思います。夢でしょうか。このあたりのことも含め、市長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほどからアダプト・プログラムの導入につきましては、総務部長の答弁という形の中で御理解をいただいているところかなあと考えておりますけれども、このアダプト・プログラムとか、あるいはボランティア活動というのは、あくまでも自主的に活動していただくということが最大の大きなポイントではないかなあと考えております。この辺のところにつきましても、現在ではさまざまな課題、例えば団体の高齢化であるとか、あるいは活動人員の減少というようなことが言われておるわけでございます。これは、地域づくり補助金という形の中においても、そういった団体数が減少してきていることも事実でございます。一度考えていかなきゃいかんということもあるわけでございますけれども、現在、私ども弥富市いたしましては、地域づくり補助金、あるいはきれいなまちづくり推進補助金を活用して環境美化活動についてはお願いをしておるところでございます。長年の実績という形の中で、大きな実績を上げてきていると思っております。

また、今ではシルバー人材センターという形の中において環境美化についてはお願いをし

ておるところでございますので、そちらのほうの効果も非常に大きくなってきていると思っております。

そういった形の中で、地域づくりの補助金であるとか、きれいなまちづくり推進補助金、あるいはシルバー人材センターにおける、そういった形の中で依頼ということで、この辺をもっともっとしっかりと精査していかなきゃいかんと思っております。しかしながら、各制度の見直しであるとか新しい制度の導入ということについては、いわば行政改革の観点からも考えていかなきゃならないだろうと思っておりますので、また御意見、あるいは皆様方から、議員各位から御指導もいただきたいと思っております。当面は今ある制度をさらにブラッシュアップしていくということで考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

地域のごみ集積場を見ましても、まだまだ収集拒否されるものが出されていたり、収集日じゃないのに、その日に出されていたりということで、なかなかボランティアというところまで行かないような気もいたしますが、できる方から順次進めていくということで、すばらしいまちになっていくことを願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三浦義光議員。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回2点質問をさせていただきます。

それでは、1項目めの公共施設マネジメントの進め方について質問をしていきます。

昨年9月議会におきまして朝日議員から、公共施設再配置計画についての質問がございました。今回、少し角度を変えて、改めて聞いていきたいと思っております。

公共施設の老朽化が進んで、深刻さが増していると思われまます。平成24年12月、およそ5年前であります。笹子トンネルで発生した天井板崩落事故を契機として、問題への注目度が一気に高まりました。この笹子トンネルが開通したのは昭和52年であり、事故が起きたのは開通から35年が経過して、長期間の中でずさんな点検と劣化が進み、大事故につながったと考えられております。

このトンネル同様、高度経済成長期の後半以降、1960年から70年代に大きくの公共施設が整備され、一般的にコンクリートの構造物などの耐用年数は60年ぐらいと言われており、天井や外壁などの非構造部材や設備の耐用年数はさらに短く、点検や手入れが十分でなければ、老朽化とともに事故の危険性も高まります。既に修繕を行う予算が確保できず、危険性の高まった橋を通行どめにするような事例が全国的に見ればあるということでございます。

今後、多くの公共施設が一斉に建てかえ、更新の時期を迎えると、その経費の全てを賄えるだけの財源はとても確保できない状況であり、国土交通省の試算によりますと、今後50年間に必要となるインフラの維持管理、更新費が大きく不足するとの推計も出されております。地方自治体においても事態はさらに深刻であり、将来コストが現状よりも2倍以上になり得る推計が出されております。

今回、平成30年度における予算概要説明資料によりますと、公共施設再配置計画等策定業務委託料として新規に1,200万円が計上されておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

本市の公共施設も、おおよそ15年から35年後には一斉に更新の時期を迎えることが予想されております。この更新費用等が市の財政に大きな負担となることから、公共施設マネジメントを着実に進めるため、公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定してまいります。

策定期間といたしましては、平成30年4月から平成32年3月までの2カ年をかけて計画しております。計画期間としては37年間、2019年度から2055年度まで、業務内容といたしましては、公共建築物の評価・分析、再配置計画の策定、庁内会議・外部委員会の開催、職員研修並びに市民の皆様への講演会などがございます。

これは債務負担行為といたしまして、平成30年度、31年度の2カ年事業として行うこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今のところ、おおよその内容ということでは、この概要説明資料のままということではございます。これから始まる業務でございます。具体的な内容は今後ということではございます。いずれにせよ、2カ年間にわたっておおよそ2,000万円計上されておるといわけでございます。これからも注視して、また気をつけて見ていきたいと思っております。

そして、一般的に言われている公共施設とは、行政が保有する箱物、公共建築物を指すのでございますが、いわゆる道路、橋梁、下水道などのインフラについても、総務省は公共施設等という表現で捉えております。

弥富市が保有する公共施設等の状況の把握、それらの維持管理、更新するための将来コストを推計し、中・長期的に施設の再配置・統廃合を含めた総合的な管理を行う公共施設マネジメントとして、今回はインフラの部分、次の項目において下水道の質問を控えておりますので、公有地、道路について、一体的な対策について広く聞いていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公共施設等総合管理計画では、将来の道路・橋梁などのインフラ系の施設の更新費用も試算しておりまして、予防的な措置を行っていけば、長寿命化を図る予防保全型においても今後40年間、1年当たりで5億9,000万円が必要と推計しておりますところでございます。

ただし、実際にこの額が投入できるかどうかということにつきましては、財源も限られておりますので、橋梁につきましては既に策定しております橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に長寿命化を図り、道路につきましては、舗装のひび割れ度、舗装面の平坦性や、わだちの状況を調べる路面性状調査等の結果に基づき、優先順位をつけながら修繕を行い、長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 道路に関する長寿命化、大変お金が必要になってくるということは十分承知をしておるわけでございます。早い段階に計画的な策定をお願いしたいと思っております。

次に、民間活力導入について質問をしていきたいと思っております。

これまで公共サービスといえば、根本的に公共による建設、管理運営が当然だと考えられておりました。厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、民間企業、NPO、または住民の皆様と市行政が連携・協働して、最も有効で効率的な公共サービスを行うことが求められております。

民間活力導入方策として、公共施設整備への導入手法及び土地の有効活用について聞いていきたいと思っております。

一般的に、公共施設の資金調達、建設、所有及び管理運営の主体によって事業手法が分かれますが、まず公共が建設、管理運営する施設について、清掃、警備、運営など一部の業務を民間に委託して管理運営責任を市が担う、委託した業務に要する費用は委託費として負担をする、公設公営、業務委託がございました。

次に、公設民営として、市が建設・所有をし、その管理運営を指定した民間に管理代行させる平成15年の地方自治法の改正により導入された制度でございまして、従来、委託先が市の出資法人や公共団体などに限定されていた施設の管理運営が、民間事業者を含めた幅広い



団体に委ねることが可能となった指定管理者制度。

また、ほかに公設民営としては、市が整備した施設を民間に有償または無償で貸与し、その管理運営を委ね、管理運営は運営費で賄い、民間が管理運営、責任を負う施設貸与というような形もございます。

そして、管理運営のみならず、施設の設計及び建設請負工事もまたまとめて一体的に民間主体に委ねるもので、市の求める内容やサービスの水準のみ指定する性能発注により、民間のノウハウを活用することで、設計、建設、管理運営を通してコストを抑制できる方式もございます。

3事例目としては、弥富市においてはこれはないのかもしれませんが。民設公営というような形もございます。1つ目として、民間が建設した施設を市が取得し、建設、管理運営に関する費用は結果的に市が負担する施設譲受。2つ目に、民間が建設・所有する施設を市が借り受けて管理運営し、建設、管理運営に関する費用は市が負担する施設借用というような形もございますが、こういった形はないのかなというようにございます。

また、第三セクターというような形も民設民営というような形でございますが、こちらも弥富市には関係ないということだと思っております。

これら公共施設整備における民間活力導入手法を、費用負担、事業責任という責任負担、サービスの質、事業課題などを比較検討しまして、現在の弥富市においての状況並びに将来的に行財政改革の一環として、現実的な最適手法はどのように考えておられますか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市の公の施設の管理に関する民間のノウハウ活用でございますけれども、民間ノウハウを活用しつつ市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的といたしまして、本市では指定管理者制度を導入しております。現在、指定管理者に管理をお願いしております施設は、障がい者生きがいセンター、デイサービスセンター及び高齢者生きがいセンターでございます。

民間活力導入には、指定管理者制度以外にも御指摘のようにさまざまな手法がございますが、それは施設の性質によって使い分けていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、来年度、公共施設再配置計画を策定いたしますので、そういった計画の内容も踏まえまして方針を決めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この問題に関しましても、公共施設再配置計画待ちというようにございまして、指定管理者制度以外にも適した策があるのではないかなというようにございまして、また検討のほど、よろしく願いいたします。

そしてまた、土地の有効活用における民間活力導入手法として、事業として定期借地などの賃貸または売却について、こちらに関してどのように検討されておりますか、そちらもお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在、行政財産として使用していない土地、いわゆる普通財産として管理しております土地の貸し付けにつきましては、主に太陽光発電施設の事業者に貸し付けをし、使用料をいただいております。

今後も引き続き、普通財産として管理している土地につきましては貸し付け、また売却の両面で有効活用できないか、積極的に考えてまいります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 有効的な活用を考えていただきますよう、お願いをいたします。

それでは次に、公共施設等の借地の現況についてでございますが、最初の質問、公共施設マネジメントにおいて、とある市の健全運営計画の中で、財源の確保含む費用標準化等の実現として、契約の見直しなどの借地料負担軽減という項目がございました。

この市では、公共施設の総量を削減するための取り組みと連動した借地の返還などにより計画的に借地解消を推進するとともに、借地料縮減については、新規借地の抑制を図りながら、地権者の理解を得られるよう努めるというような形で記されておりました。

また、せんだって、農業委員会定例会の報告事項におきまして、弥生小学校の借地に関して一部売買に至り、現況証明を法務局への登記を変更したという報告がございました。

弥生小学校の敷地内に借地があるということ、過去に報告をされておって、こちらも理解はしておったわけでございます。今回改めて、ほかにも数多くの市の借地があるのではないかなというようなことでありまして、この辺、聞いていこうかなと思っております。また、差し支えなければ、特に代表的な土地も教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 市が現在借地している筆数としては84筆ございます。また、代表的な場所といたしましては、十四山東部小学校敷地の一部、白鳥コミュニティセンターグラウンドの一部、総合福祉センターグラウンドの一部及び駐車場の一部などがございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 皆様が御存じの公共施設の敷地内にあるということでございますし、筆数に関しても私の予想をはるかに超えた数のような気がいたします。

また、現在の借地において、農地が登記簿地目上、宅地、雑種地などに地目が変更してあるのでしょうか。農地のままの借地が存在をしておるのではないのでしょうか。これについて

も尋ねていきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの現在借地をしている土地のうち、登記簿地目が農地のままの土地でございますけれども、25筆ございます。

地方公共団体が農地を農地以外のものに利用する場合は、平成21年度の農地法改正までは適用除外となっております、法的手続がございませんでした。平成21年度以降については法的手続をとっております。しかし、登記地目を利用後の現況に合わせる変更の手続がされていなかったものであります。登記簿地目の変更につきましては土地の所有者が行うものでございますので、今後、土地所有者にお願いしてまいります。

なお、各土地改良区での除外の手続は既に済んでおるものでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この問題に関しては、もちろん土地所有者の方の意向というのも大事ではございますが、将来的に見れば、地目変更というのはお願いをしていただきたいなと思っております。

これを踏まえて、政府の方針に基づいて将来的な市の方針について、この項目の最後の質問としていきたいと思っておりますが、12月29日の日本経済新聞の1面に、法務省が所有者不明を防ぐため、土地の相続登記を義務化という記事が出ておりました。2011年の東日本大震災の復興事業に障がいになっていたことから、注目をされてきたということでございます。

この記事によりますと、政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な対策に乗り出し、現在は任意となっている相続登記の義務化や土地所有権の放棄の可否などを協議して具体的に検討するというところで、法務省は早ければ2018年にも民法や不動産登記法の改正を法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問する方針であるということで、政府は関係閣僚会議を開いて検討作業を急ぐということございました。

所有者不明の土地をめぐるのは、増田寛也元法務大臣らの民間有識者でつくる研究会が、所有者台帳から現在の持ち主をすぐに特定できない土地が2016年に全国で約410万ヘクタールに上るとの試算を公表しております。対策を講じないまま2040年になれば、北海道本島約780万ヘクタールに迫る推計をまとめており、経済損失額は同年までの累計で約9兆円に上るとのことでございます。

土地所有者の所在がわからなくなる要因に、相続登記の任意性の問題があり、仮に相続登記が行われなければ、登記簿上の名義は死亡者のままであります。そのまま放置され続け、世代交代が進めば、法定相続人はネズミ算式にふえ、権利関係は複雑になり、相続登記は一段と困難になります。このため、相続登記の義務化で違反した場合の罰則を設けることを検討する方針でございますが、土地管理などの負担のほうが重ければ、所有者不明の土地とい

うのは発生抑止につながりにくいという指摘もあります。

また、土地所有権の放棄の可否も検討というようなことをございまして、管理できなくなった所有者が、公的組織や自治体に土地取得を打診できる仕組みを設けるといような案も浮上しております。所有権放棄を認めれば、条件などの明確なルールづくりが不可欠でございまして、国や自治体が管理を引き受けるケースがふえれば、財政負担の増大につながる懸念もあります。慎重に検討を進めるというようなことをございますけれども、この記事を受けまして、市内の公有地の借地にも所有者不明の土地が存在するのではないのでしょうか。

また、これからの弥富市の方針として、公共事業を進めていく上で、借地ではなく基本的に買収というようなことを聞いておりますけれども、地権者との兼ね合いということもございまして。最後に副市長のほうにお聞きしたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに相続がしていなくて、現在、代表者の方に賃料をお支払いするというケースもございまして。そういった方につきましては、今後、相続登記ができればと思っております。

それと、基本的には、地権者の御意向もございまして、買収ということではかねてから進めておりますが、先ほどの白鳥コミとか福祉センター多目的グラウンドにつきましては、どうしても貸し付けでお願いしたいというケースもございまして、そういう格好になっておりますけれども、今後も買収させていただければ買収していきたいと。今後についても買収というのが基本路線であります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この通告を出してからということで、3月9日になりますけれども、政府のほう所有者不明の土地に最長で10年間の使用権を設定して、公園などの公益性のある事業に活用できる特別措置法案を閣議で決定したことを記事で読ませていただいたわけでございまして、所有者不明地を有効活用できることで、不法投棄や景観悪化を防止して、地域活性化につなげる狙いだということです。

この法案は、市町村や企業、NPOなどが土地使用に関する事業計画を知事に申請し、公益性が認められれば、最長10年間の使用権を設定しますということで、これは来年の夏ごろから全面施行を目指すという国の方針でございまして、しかしながら、そうとは言っても10年間でございまして。将来的には所有者不明の土地について、これこそ負の遺産になっていくということでございまして。いつまでもこの状態で残していくことは、弥富市としても非常に問題であると思っております。

また、借地ゼロということに関しては、それが望ましいわけでございまして、財政面、いろいろ諸問題もございまして。今すぐ買収というわけにはいかないかと思っております。計

画を持っての対処をお願いして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは2項目め、下水道事業についての質問をさせていただきます。

下水道は、当たり前のご話ですが、雨水の排除、汚水の排除を行い、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る役割を担っております。法制度上は国土交通省所管の下水道法に定義が定められております。この法律上の下水道以外にも、農林水産省や環境省が所管する下水道類似施設も、広義に下水道に含んでおるといことです。

全国的な下水道普及率は、1961年（昭和36年）度末には6%でありましたが、1996年（平成7年）度末には50%を超え、2014年（平成25年）度末には77.6%まで上昇しております。下水道の事業主体は原則として市町村が行うと定められておまして、地方公営企業を設けて独立採算を前提とした特別会計にて経営されております。総務省は2015年（平成27年）から2019年（平成31年）度までを集中取り組み期間として設定し、公営企業会計の適用推進をしておまして、各都道府県、また人口3万人以上の市町村について、公営企業会計の移行が必要というようなことで国のほうが施策をしておまして。

そこで、弥富市が昨年3月に策定をされました、計画期間を平成28年度から平成37年度の10年間とした下水道事業経営戦略に基づいて質問をしていきたいと思っております。

この策定の背景は、人口減少、高齢化問題、自然災害の激甚化、インフラの更新事業の大幅増加、エネルギー問題への関心の高まり、そして国における新ビジョンの策定、法律の改正など、事業を取り巻く社会環境は大きく変化しておる状況でございます。そうした中、下水道事業を継続可能に運営する必要があるというような説明書きがなされておるわけでございますけれども、現在、平成21年から供用開始をしている県管理の日光川下流浄化センターにおいて、課内グループの統合、業務の配分の見直しをして運営しておるわけでございますが、平成27年度末の汚水処理人口普及率、合併浄化槽を除いて44.9%というようなことが記されており、そのうち下水道事業の普及率は26.9%となっているということでございます。

この汚水処理人口普及率というのは、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備人口を各市町村の住民基本台帳人口で割った指標だということでございます。私の調べた資料では、平成28年度末において全国平均で90.4%、愛知県平均で89.8%ということでございます。これは、いずれも合併処理浄化槽を含んだ数値ということでございます。

弥富市におきまして、合併処理浄化槽を含めると、汚水処理人口普及率、平成28年度末でどのような数値になっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 三浦議員にお答えをさせていただきます。

弥富市の平成28年度末の汚水処理人口普及率は65.5%でございます。内訳としまして、公

共下水道28.4%、農業集落排水16.6%、コミュニティ・プラント1.3%、合併処理浄化槽が19.3%となっております。

端数処理の関係で、一部合計が合っていないところがございますので、御容赦ください。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全国平均、愛知県平均と比べましても、まだまだ低い数字でございます。愛知県下におきましても、下から数えたら早いぐらいの位置ではなかろうかなというようにございますし、また汚水処理の人口の普及率というところでの合併処理浄化槽の設置率も、かなり弥富市は低いような感じもいたしましたけれども、現在、近隣の県道子宝愛西線に日光川下流下水7号幹線、こちらのほうの埋設工事が進んでおるわけで、平成31年度末ぐらいに佐古木駅まで幹線工事が行われると聞いております。また、平成28年度にかけては、かおるヶ丘団地、ポプラ台団地への支線埋設も完了していると思われまます。最終的には、本年度の決算報告においてでございますけれども、平成28年、29年度の直近2年間、ここまでわかっておる事業箇所、また完了箇所というのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 管渠工事を施工した処理分区でお答えをさせていただきます。

平成28年度では、荷之上、ポプラ台、西中地、平島東、前ヶ須処理分区でございます。平成29年度は、前ヶ須、前新田南、海老江北、海老江南、西中地、三稲、狐地処理分区でございます。

先ほど完了箇所ということでございますが、処理分区全体の完了を待つて供用開始をするのではなく、各処理分区において管渠整備と公共ますの設置が終わった区域から、翌年度、供用開始をしてございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今の御答弁によりますと、市街化区域、また住宅密集地、いわゆる団地への供用開始というのが目立ちます。先ほどお話をさせていただいておりました7号幹線にいたしましても、佐古木駅へ到達したら、まず佐古木地区の市街化区域からというようなことを聞いております。

次の質問に移らせていただきます。

先ほどの経営戦略における経営の基本方針を読ませてもらいまして、下水道事業はそもそも、接続率が上昇し、経営が安定するまで、長期を要する構造でございます。加えて、上水道と比べても楽観視できない高い有利子負債の水準でございますし、設備の老朽化、更新需要への対応が必要でございます。そして、人口減少による1日1人当たりの汚水処理量の

減少によって料金収入も減少、また職員の方々の高齢化による技術承継による事業の継続、耐震化や気象の変化などを初めとする防災への対応などなど、多くの問題を抱えているというところでございます。

問題解決には、健全な下水道事業を維持し、一定の料金水準を確保する必要があります。定期的に料金が適正であるか検証をすることが求められます。また、アセットマネジメントを強化したり、設備のダウンサイジングによる資本コストの削減、高効率機器への更新による電気代などの削減が望まれます。

今回は、ほかの議員からいろいろと、これまでも再三質問がなされております。経営自体の本質、投資、財政計画ではなく、今後の施設更新時期に農業集落排水施設やコミュニティ・プラントと統合するというような検討といった、広域化、共同化、最適化などに対して、この辺について聞いていきたいと思っております。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 農業集落排水施設やコミュニティ・プラントは、供用開始から古いところでも20年を経過しておりません。各施設において真空ポンプや電気設備などの機器の更新工事は必要となりますが、処理槽や建物の改築といった大規模な改築工事を要するまでには至ってございません。

議員御指摘のとおり、大規模な改修工事が必要な時期には、維持管理費用や改築費用など、また下水道使用料も含め、広域化、共同化、最適化などについて検討を必要といたしますが、現時点では今後の課題と考えてございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この広域化、共同化、最適化というのは全国的なお話でございます。弥富市自体が下水道事業への取っかかりが遅かったということが、ある程度の説明もわかりました。現在の汚水処理人口普及率、低い要因の一つでもなかろうかなと思っております。

これを踏まえて、平成30年度予算概要説明資料の予算額、予算事業の距離は示されておるんですが、具体的な事業箇所を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成30年度の管渠工事を予定する処理分区は、下之割北、海老江北、海老江南処理分区を計画しております。

また、先ほど議員も申されましたように、7号幹線、県のほうで施工していただきますので、今後工事を予定する佐古木東処理分区におきまして、工事のための詳細設計に着手をいたします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これが説明資料の中にある推進管路137メートル、開削管路8,090メ

ートルとことになるのかと思われます。

最後に、以前報告をされておりましたハイセラミック管の改築計画の進捗状況について質問をしていきたいと思ひます。

平成15年から18年に整備されたハイセラミック管について調査を行い、破損等の不良内容の把握と原因について検証した結果、報告がございました。テレビカメラによる調査、掘り起こした回収管と在庫管との強度試験を行い、調査結果を分析しました。地震発生時に管と管が干渉することで破損が発生して、取り付け管を後づけする箇所も破損しているという想定不良原因ということでございました。高浜市においても、平成27年にハイセラミック管の縦断方向にひび割れが生じていることが発見されております。全国でも19の県、96の事業体にハイセラミック出荷実績がありまして、愛知県内でも30の事業体への出荷実績があるということでございます。

弥富市の説明によりますと、4つの地区に対して、今後10年で管更生による改築を不良率の高い順から優先的に行うということでございます、年間7,000万円を超える工事費が概算でかかるというような形になっておりますが、平成29年度の改築工事の状況、そして平成30年度の工事予定を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） ハイセラ管の改修工事でございますが、平成29年度の工事は、平島地区におきまして545メートル、約4,700万円、操出地区におきまして368メートル、約2,300万円で改築工事を実施しておりますところでございます。

平成30年度の工事予定でございますが、平島地区で178メートル、操出地区で169メートルを計画しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 予算の概要説明資料なんかを照らし合わせておるわけでございますけど、29年度についてはおよそ7,000万円。資料によりますと、30年度については3,000万円と記されておるような形で、ちょっと疑問符がつくような形でございますが、平成30年度予算概要説明資料によりますと、管渠施設長寿命化工事費がハイセラミック管の改築費用なのでしょうか。

また、全費用を弥富市で賄わなければならないということでございますけれども、たしか全員協議会でしたか、大原議員のほうから国ないし県から補助はないのかというような質問も出ておりましたが、この件に関して少し聞いていきたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） まず、管渠施設長寿命化工事請負費、これがハイセラミック管の改築費用でございます。



国・県の補助金に関しましては、平成29年11月にハイセラミック管の改築支援を国土交通省や愛知県に要望しておりますが、現在の弥富市のハイセラミック管の改築事業が適用される補助制度がございません。しかしながら、施工から20年を経過した管渠に対して補助金が充てられる場合がある制度がございますので、引き続き支援を要望するとともに、補助制度が活用できるよう国・県と協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 新庁舎建設とか火葬場の建設、JR・名鉄弥富駅自由通路の整備等々控えておるわけでございます。補助金の制度が活用できれば、財政面では非常にありがたい話でございます。

反面、地面の中での損傷ということで、わかりにくい部分でございます。上部の道路部分に関しても陥没というおそれがこれから出てくるような心配もでございます。早急な国・県との協議を進めていっていただきたいと思えます。

最後に市長に、下水道事業についての今後の施策について、またハイセラミック管の改築策も含めて、お考えを聞いていきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員のほうに御答弁申し上げたいと思えます。

下水道事業及び議員の皆様にも御通知いたしましたハイセラミック管の改築というようなことについての御質問でございます。

私どもの下水道事業の計画面積というのは、当初からお話をさせていただいておるわけですが、全域で877ヘクタールというような計画面積を持っております。そして、15年が経過し、そしてまた供用開始をさせていただいてから8年を迎えようとしているわけでございます。平成29年度末の整備予定面積は274.2ヘクタールでございます、その整備率は全体の31.3%になります。

先ほど議員のほうからの御質問もございましたように、私ども弥富市といたしましては、汚水処理の人口普及率ということは県平均に比べますとまだまだ低い状態であるわけでございます。これは、先ほどもその理由を議員のほうからもおっしゃっていただいておりますけれども、着手という段階が非常に遅い段階から始められたというようなことが普及率の低い要因であろうと思っております。

平成28年に国のほうから、いわゆるアクションプランという形の中で10年概成という計画が出されました。平成28年から平成37年までに、今の計画に対して、できる限りその速度を速めなさいと、整備促進をしていきなさいというような形で、今その計画に基づいて私どもとしては事業の促進を図っておるところでございます。

そして、市街化区域及び人口集中地域という形の中で進めさせていただいておるわけでご

ございますけれども、このアクションプランの最後の年、平成37年において整備の予定面積としては533ヘクタール、整備率として60.9%を目途としておるところでございます。そして、全体の汚水処理人口普及率という形の中では84.7%まで高めていきたいという計画を持っております。

10年概成、平成37年以降、私は国のあり方、下水道事業に対する考え方、そしてまた補助金の問題のあり方、こういうことをよく精査しなきゃならないだろうと思っております。現在では国の補助金が2分の1、そして市が2分の1という形でこの公共下水道事業をやっておるわけでございますが、実際に今、既に100%の補助金はいただいております。80とか90という形の中で大変厳しい状況である。そして、年度末の補正というような状況の中で、何とかその事業の整備をしているところでございます。

そういった形の中において、平成37年の段階になりましたら、私は国のあり方、さっきも言いましたように、下水道事業に対する考え方を十分注視しながら、また議会の皆さん、市民の皆様方にお諮りをしていきたいというふうにも思っております。

そういうような形の中で、大変厳しい状況、時間も、そしてまた大変大きな財源もかかるというのが、この公共下水道事業であります。スタートの段階が非常に遅いものですから、10年概成と言われても、なかなかそう早急にできるわけではないということは、再三県のほうにも申し上げているところでございます。最初のスタートが早いところと、我々の海部地域という形の中では、十分その辺のところはよく御理解をいただきたいというふうにも思っておるところでございます。

ハイセラ管に関しまして、先ほど開発部長のほうからも話をさせていただきましたように、弥富市としては約9.7キロあるわけでございますけれども、カメラを入れて調査したら、亀裂がある、あるいは接続部分に破損があるというような状況のものが見つかりました。こういったことからして、私どもは改築工事を平成29年度から、9.7キロやりますと、毎年7,000万をかけて約7億かかると、大変な大きな事業費でございますので、なかなかそれも計画どおりは進むことも難しい部分もあるわけでございます。

しかし、市民の皆様に対する安心・安全、あるいはさまざまな陥没等における事故、こういったことは最大限防いでいかなきゃならないという形で、速やかに対応していかなきゃならないと思っておりますけれども、ことし、平成30年度を3,000万円という形にしたのは、弥富市でこのハイセラ管を普及させたのがまだ15年という形になっておりますので、ストックマネジメント、長寿命化対策という形のなかにおいては、下水道においては20年という形の一つの経過事項がございます。そういった形の中で、我々としては20年経過していないと補助対象にならないという形のものもございますので、その辺のことをよく注視しながら、破損率の悪いところから優先順位をもってやっていくというようなこともしていきたいと思

っております。少し時間を延長させていきたいと考えております。

改築工事においては、さっきも言いましたように、多額の財源が必要になるものですから、私は昨年の11月に県・市懇談会という場においても、私のほうから知事のほうに対して、何とか補助制度を考えていただきたい、あるいはまた昨年の12月には愛知県議会議員の建設委員会という形で海部のほうにお見えになったものですから、その場におきましても要望をさせていただいたところでございます。しかし、ハードルは非常に高いという形の中で厳しいわけでございますけれども、今、何とか県との協議の中でいい方向を見出していきたいということを考えておるところでございます。また議員各位にも御支援をいただければありがたいなあと考えております。

下水道事業における通常の場合の補助というのは、建設から50年たった段階での補助の問題が一つ、そして先ほど言いましたようにストックマネジメント計画においての位置づけといたしましては、長寿命対策は20年の経過が必要であるというようなことでございます。弥富市がまだ15年しか経過していないということに対して、その辺のことをよく考え合わせながら、しっかりとハイセラ管に対しては改築工事をしていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

そんなことが、今、下水道事業に対して、しっかりと37年までは進めていくと。37年たった段階においては、また住民の皆様、そして議会の皆様とよく相談をしながら、今後どうしていくか、国のあり方がどう変化してくるかということが最大のポイントだろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 市街化区域とか住宅密集地での排水路なんか、特に汚れとか、においてというのが天気によって非常にひどい状況でもございます。また、今後少しでも早い段階で下水道普及ということを望みまして、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は4時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者であります高橋議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

次に、高橋八重典議員。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、公共交通のあり方について多面的に伺ってまいります。

先ほど那須議員のほうからコミュニティバスについて質問がございましたので、重複するところは避けてまいりたいと思います。

この問題は私も平成28年12月議会で、ほかの議員も以前に何度となく一般質問されております。しかし、多くの経費を投じている事業ですが、依然住民から低い支持率しか得られていないのが現状でございます。

当市は、地域公共交通活性化協議会で、弥富市地域公共交通総合連携計画を平成28年度から32年度までの5カ年計画で運営されていると以前の一般質問で市側から答弁をいただいております。しかし、公共交通問題は移動手段だけの問題にとどまっておりません。交通手段が確保されている都市部以外では、高齢者による自動車運転での交通事故が多発し、社会的問題となっております。特に愛知県は交通死亡事故ワースト記録更新という不名誉な記録となっております。

当市でも、自動車運転の高齢化は急激に進んでいる現状でございます。生活の移動手段として利便性の高い公共交通整備が急務と考えます。市内でも、十四山・栄南・大藤学区の一部を除いて、特に移動手段の確保が必要になってきています。高齢者ばかりではなく、通勤・通学のために駅まで朝晩の送迎が生活の一部になっていて不便さを感じてみえる市民の方々も多く見えると思います。子供から高齢者までが定住していただくためにも、公共交通の改善・進化が必要と考えます。

そこで最初に、当市の公共交通の代表でもある、きんちゃんバスについて伺います。

平成28年度実績の年間利用者数、各ルートの年間利用者を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 28年度の実績でございます。年間利用者数といたしましては7万6,276人、そのうち北部ルートでございますが2万6,848人、南部ルートが3万7,230人、東部ルートが1万2,198人でございます。ちなみに、それを1日平均、運行しておった日数で割りますと、全体が260.3人、北部ルートが1日当たり91.6人、南部ルートが127.1人、東部ルートが41.6人でございます。穏やかに増加しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） では、運行に当たり年間の経費は幾らかかかっていて、国の補助金はどれぐらいいただいているのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 年間経費でございますが、9,266万5,975円でございます。そのうち国費、地域公共交通確保維持事業補助金でございます。743万2,000円。平成30年2月1日

現在の人口としては、4万4,361人として計算しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 年間経費ですけれども、私、9,000と言いましたでしょうか。9,266万5,975円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） また、今、御答弁いただきましたとおり、これもまた大きな経費が充てられております。平成28年度実績の年間経費を単純に年間利用者で割ってみると、1回に1人当たりにかかる運送経費が約1,200円かかっております。きんちゃんバスを運行するのに、年間市民1人当たり約2,100円ほどの負担をいただいて運行していることとなります。このきんちゃんバスを運営管理しているのが、地域公共交通活性化協議会です。以下、協議会とさせていただきます。

市民の方々に余りなじみのない組織ですが、どのような組織か御説明いただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地域公共交通活性化協議会でございますけれども、協議会の構成員といたしましては、市民及び利用者の代表、利用者の代表は、区長会長さん、民生委員協議会会長さん、福寿会会長さん、女性の会代表の方、あと公募委員でございます。そのほか学識経験者、それから愛知県陸運局、県事務所、警察等関係行政機関、一般旅客自動車運送事業者、バス協会、タクシー協会、三重交通さんでございます。あと、一般旅客運送事業者の運転者が組織する団体、愛知県の交通運輸産業労働組合協議会、あと運行しております飛鳥村、木曾岬町と弥富市で構成されております。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条1項の規定に基づき、設立された組織でございます。

地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する組織でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は現状の年間利用者数、年間経費を会議でどのように捉え、分析されているのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 協議会での捉える分析でございますけれども、利便性の向上や利

用者特性を考慮した改善により、利用者数や利用者の満足度も向上し、運行の効率化による経費の削減など、一定の効果を上げていていると考えております。

過去の実績といたしましては、各種調査により把握した市民のニーズや利用者特性などを踏まえた運行ダイヤの改善を行っており、直近では平成28年12月に海南病院増築完成に伴い、海南病院敷地内にバスの乗車場所を確保し、全ルートが乗り入れできるルート変更及びダイヤ改正を行い、利便性の向上を図りました。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今答弁いただいた内容で、協議会は現状が今最良だというふうにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在の事業実施に当たって、社会情勢や市民のニーズの変化に合わせて、事業内容を適宜改善することが必要であると考えております。そのため、毎年各種調査を行いながら事業について評価するとともに、改善内容などを検討しております。

協議会は、関係機関や利用者代表のみならず、市内在住の18歳以上の方を対象に2年間の任期で公募委員さんを公募いたしまして委員として意見を聞きながら、バスの運行改善内容を検討しており、また大幅な改善の際には、アンケートにとどまらずパブリックコメントを行うなど、市民の意見を大切にしながら改善・検討しており、この協議会の役割は重要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は分析結果をどのように今後につなげ、具体化されるのか、時期も含めてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 平成28年の3月に地域公共交通網形成計画を策定いたしましてから計画されていた事業を着実に実施しておりまして、適宜改善内容を検討しているところでございますけれども、目標の達成状況や上位計画の改定内容を踏まえ、必要に応じて地域公共交通網形成計画の見直しも行き、計画の推進をまいります。

地域公共交通網形成計画自体の見直し時期につきましては、計画期間の最終年である32年度に行いたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は5カ年計画を立て、年間4回ほど会議をされていますが、運営管理の現状について、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員にお答えを申し上げますけれども、先ほどから担当部長のほ

うが、この運営協議会ということにつきましての構成であるとか、あるいはその中で協議されたことが具体的にさまざまな改正、変更ということに対してやってきているわけでございます。協議会においてさまざまな形で御協議いただくことは、本当に我々としてもありがたいなあと思っております。その結果としては、先ほど数字でも述べさせていただいたように、若干ではありますけれども、利用者もふえてきているということでございます。これからも協議会等において、また私も会長という立場からしても、こういったコミュニティバスに対する費用対効果、そういったことも含めて改善を加えていきたいと思っております。

現在におきましては東部ルートの見直しを検討しているところでございますが、利用者の要望、あるいは地域の意向、あるいは利便特性ということを加味しながら、これからも検討を加えていきたいと思っております。

現在のところ、協議会の会長といたしまして、協議会の運営につきましては、これをよしと考え、そしてより一層、よりよい運行改善に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、市長、それから部長から御答弁いただきました。

コミュニティバスのサービス向上につきましては、限界に近づいているのではないかと私は考えます。全国的にコミュニティバスは99.9%が赤字不採算事業であると言われております。市民のための公共交通確保の観点から、継続を余儀なくされています。当市においても、国からの補助金の割合が経費の全体の1割にも満たない現状から、来年以降も補助金の減額が予想できます。今後ますます市予算からの支出がふえていくと考えられます。平成32年度以降の弥富市地域公共交通網形成計画を作成するに当たり、実態に合った計画に見直していく時期に来ていると考えます。

そこで、昨年末に和歌山県のすさみ町にコミュニティバスの視察に行つてまいりました。その体験から少し伺いたいと思います。

では、少し最初に、すさみ町を御紹介させていただきます。

お配りした資料を御参照ください。

すさみ町は、市町村合併をされずに単独で今も自治を運営されています。平成29年から今までのコミュニティバス事業を一旦リセットされ、住民と一体で考えられた新しいコミュニティバスをスタートされました。同じ経費を使っていくのであれば、行政主導ではなく、住民主導での住民のためのコミュニティバスへチェンジされたのであります。

当市とすさみ町を比較してみます。弥富市を1とした場合、面積は3.56倍、人口は0.1倍、世帯数は0.12倍、65歳以上が占める割合も46.4%となっております。

コミュニティバスは、一定期間実証実験を行い、事業をスタートされました。スタートし

た今も、住民みずから行政担当者に意見を出し合って、日々改善がなされているということです。町でも住む地域によって事情が異なり、問題点も違ってきます。この事業が住民に支持されることになった大きな要素は、事業の基本的な骨格、予算は行政が、利用する住民が骨格に肉づけを行うという点です。

具体的に、中型バスを小型化し、中型バスが入っていけなかった地域をなくしたことが一番大きいのではないかと感じました。担当者の話では、以前は住民一人一人が個人的な主張が多く、改善に至らなかった。地域ごとでの住民主導による話し合いとバスを小型化したことで、各地域に合った路線、停留所を設けることができたとのことでした。実際、1路線の所要時間も短縮でき、利用者の満足度も飛躍的に上がったそうです。

実際、当市とすさみ町のコミュニティバスを比較してみます。

所有台数は、当市、中型バス2台、マイクロバス3台、予備車1台の計6台に対して、すさみ町、マイクロバス2台、予備車1台、14人乗りのワンボックス3台、10人乗りのワンボックス1台、予備車1台、計8台。マイクロバスの予備車1台については、委託業者の所有でございます。

路線数は、当市は3路線、各左右回りで6路線ございます。すさみ町、10路線、うち2路線は時刻表でのオンデマンド方式での運行となっております。2路線が周回路線で、ほかの路線と役場、病院、駅を乗り継ぎ点として運行されております。所要時間は、当市は最短60分、最長100分、すさみ町につきまは、最短18分、最長48分となっております。路線延長、当市は最短が21.5キロ、最長31.4キロ、すさみ町、最短5.6キロ、最長21.7キロとなっております。

一長一短に比べることはできませんが、ただ面積が3.56倍もあって山間地域が多いにもかかわらず、所要時間が当市よりもかからないことです。路線を小分けにし、路線数をふやしたことで、停留所も必要最小限にしたことが要因と考えられます。当市でも参考になることが多くあると思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 弥富市のコミュニティバスにおきましても、平成22年に巡回福祉バスからコミュニティバスに移行したことで、今のバスが成り立っております。その際、各ルートを簡略化いたしまして、バス停も減らし、運行時間の短縮による利便性の向上を図りましたが、地元からの要望などにより、ルート変更及びバス停を増設した経緯もございます。

議員の調査されました地域に合った運営、本市においても本市に合ったバスの運営を目指すということは参考になると考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市で参考にすべきこととして、次のことを提案したいと思います。



1つ、バスを小型化し、増車すること。

2つ目、学区ごとに協議会の下部組織を設け、幅広い意見交換の場をつくること。

3つ目に、地域に合った路線計画、停留所の設置。

今、提案したことを次の公共交通網形成計画に取り込めるのではありませんか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） バスの小型化についてでございますけれども、地域公共交通として運行する制度にもさまざまな形態がございます、それぞれメリット・デメリットがあると考えております。現在、弥富市で運行しております制度では、バスを小型化するにも一定の条件を満たす必要がございます、また単純に小型化すれば経費が削減できるものでもありませんので、なかなか難しいものがございます。将来、弥富市の公共交通網を再編する際に、いつも検討しておりますので、将来考えたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先進市町から学び、日々の改善で子供から高齢者までが日常当たり前前に生活の一部として利用できる公共交通を目指し、実情に合った計画を立てるべきではないでしょうか。服部市長にお伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員、もう一度質問してください。

○4番（高橋八重典君） 先進市町から学び、日々の改善で子供から高齢者まで日常当たり前前に生活の一部として利用できる公共交通を目指し、実情に合った計画を立てるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長に伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先進市町がすさみ町ということをおっしゃりたいと思うんですけど、私たち全く存じ上げていない町でございまして、このコミュニティバスというのは、それぞれの自治体が大変苦勞して運営している状況でございます。100の地域があれば、100通りのコミュニティバスが運行されていると言っても過言ではないというふうにも思っております。だから、単純に比較をして、すさみ町と、その先進市町の先行事例が私たちに即したものになるというふうには私も思いません。

そうした形の中で、事前にもう少し御協議させていただく時間があれば、そのすさみ町のコミバスをもっともっと理解することができると思いますし、また12月にそれぞれの常任委員会で御視察されたような形の中で、できましたらそういった形の委員会から勉強させていただいて、そしてまた私どもと協議をさせていただくという方向がいいのではないかなあというふうにも思います。

大変恐縮な言い方でございますけれども、もう少し時間をかけて、そのすさみ町を私たちが理解することも大事でしょうし、我々のコミュニティバスに対する問題点もたくさんある

ことは十分私も承知しております。そういった形の中で、協議会のメンバーにおいて、年間4回という形の中で改善を加えさせていただき、そしてよりよいコミュニティバスにしていきたいと思っておりますので、現状としましては、先進市町からどのような形で勉強させていただいたらいいかということについては、もう少し時間が必要だなあと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 質問の内容が、もうちょっと精査したほうがよかったなというふうに思いますし、もうちょっと打ち合わせが必要だったということも思います。

ただ、すさみ町のことを取り入れろというわけではなく、そういった変えられた内容もありますということで、参考になる部分があればということで提案をさせていただきました。

次に移ります。

平成32年度までに現状を大きく変えるのは非常に難しいというふうに私も考えます。そこで、近年なってタクシー業界に規制緩和の動きが出ています。身近なところでは、名古屋市で実証実験が行われている乗り合いタクシーも、その一例でございます。

政令指定都市の福岡市で昨年実証実験が行われ、今回は政令指定都市の中でも最も高齢化が進んでいる北九州市で実証実験がことし1月から3月まで行われている高齢者向けタクシー定期券です。当市のコミュニティバスの問題解消の一部になればと期待できると思います。

何を期待できるかですが、現在、移動手段の確保が容易でない方々、公共交通の空白地帯の方々、生活確保のため、高齢者による自動車運転を余儀なくされている方々の移動手段のツールとしての提供です。

それと、高齢者による自動車運転事故を未然に防ぎ、自動車運転免許の自主返納促進につながればということが期待できます。

では、事業内容を紹介いたします。きょう配付させていただきました資料を御参照ください。

第一交通産業グループは、JTB九州と北九州市で実施するJTBジェロンタクシー（70歳以上の高齢者向けタクシー定期券サービス）において、利用者の募集を開始する際に利用タクシー会社として参画し、JTB北九州は募集型企画旅行商品として企画実施することで実現したものです。

内訳は、自宅とあらかじめ登録した2カ所の指定目的地の間を1カ月間定額で乗り放題で利用できる定期券型タクシーサービスです。目的地については、日ごろよく利用される病院、買い物店、最寄りの鉄道駅等から選択するものです。実際、北九州市の場合は、金額は、市内限定ですが、2万2,000円から4万5,000円と設定されております。価格が高い安いは賛否あると思いますが、現に自動車を所有されている方々は維持費がかかっているわけです。このようなことを機会に自主返納され、自動車を処分されると仮定すれば、自動車の維持管理

費が定期券に置きかえられるという考えです。

なお、自主返納された方が自動車を処分される際も、自動車買い取り店と提携し、サポートされております。

移動手段が確保できるということは、世間で言う買い物難民とか交通難民ということがなくなり、生活が確保できるということです。

今説明しました高齢者向けタクシー定期券サービスについて、当市の公共交通が熟成するまでの間、現実問題解消の一端としてのお考えを伺いますが、現在、当市で継続されている障がい者支援タクシーチケット事業とは切り離してお答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 高齢者向けのタクシー定期券サービスについてでございますけれども、我々も実証実験とか情報としては把握しておりました。市といたしましては、その結果を注視しつつ、地域公共交通に応用できないか、また利用者ニーズや市としての負担、本人の負担の考え方など、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

弥富市の公共交通網形成計画においては、タクシー、コミュニティバスを補完して、時間を選ばず、ドア・ツー・ドアの移動が可能な自由な移動手段として、先ほど言った私どものやっているタクシーチケット券もでございますけれども、こちらはこちらで公共交通としてのものでございますので、調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この事業も実証実験段階でございますが、認可された際、積極的な導入に向けて当市独自で実証実験を行ったり、補助も含めた事業計画を立ててはいかがでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどお答えいたしましたとおり、実証結果を待つということでございますけれども、それまでも内部では調査・研究をして、取り込めるかどうかというのを調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今後、移動手段が確保できなくなる市民の増大が予測される今、行政が予算をかけずに提供できるサービスとして、高齢者向けタクシー定期券サービスの取り組みのお考えと、今後の公共交通のあり方の総括をお願いしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 私どもの弥富市地域公共交通網形成計画におきましては、自由度の高い移動手段としてだけでなく、身障者や、要介護者や、要支援者など、1人で移動できず、コミュニティバスも利用できない方の手段としては、タクシーチケットを介護高齢課、

福祉課で事業を行っているところがございますけれども、議員の提案のタクシーに関する取り組みにつきましても、さまざまなものがございまして、そこに参加される業者のこともございますので、現在は、何回も同じこととなりますけれども、その結果について注視いたしまして、内容を精査しながら、市の公共交通に生かせるよう考えてまいりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

結びに、公共交通のあり方について本日質問させていただきました。超高齢化社会が現実には目の前に迫ってきている今、公共交通のニーズは高まっていくことが予想できます。今後とも私も引き続き調査し、提案してまいりますので、できることから一つでも実現化していただきますよう強く要望いたしまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光